

令和七年二月二十八日（金曜日）午前十時二分 開議

議事日程第四号

令和七年二月二十八日（金曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|------------|---|
| 第一 | 議第三十四号 | 令和七年度山形県一般会計予算 |
| 第二 | 議第三十五号 | 令和七年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第三 | 議第三十六号 | 令和七年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第四 | 議第三十七号 | 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第五 | 議第三十八号 | 令和七年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第六 | 議第三十九号 | 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第七 | 議第四十号 | 令和七年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第八 | 議第四十一号 | 令和七年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第九 | 議第四十二号 | 令和七年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第十 | 議第四十三号 | 令和七年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第十一 | 議第四十四号 | 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第十二 | 議第四十五号 | 令和七年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第十三 | 議第四十六号 | 令和七年度山形県電気事業会計予算 |
| 第十四 | 議第四十七号 | 令和七年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第十五 | 議第四十八号 | 令和七年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第十六 | 議第四十九号 | 令和七年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第十七 | 議第五十号 | 令和七年度山形県病院事業会計予算 |
| 第十八 | 議第五十一号 | 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第十九 | 議第五十二号 | 県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十 | 議第五十三号 | 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十一 | 議第五十四号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第二十二 | 議第五十五号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十三 | 議第五十六号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十四 | 議第五十七号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十五 | 議第五十八号 | 山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例の設定について |
| 第二十六 | 議第五十九号 | 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十七 | 議第六十号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十八 | 議第六十一号 | 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十九 | 議第六十二号 | 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十 | 議第六十三号 | 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第三十一 | 議第六十四号 | 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十二 | 議第六十五号 | 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十三 | 議第六十六号 | 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十四 | 議第六十七号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第三十五 | 議第六十八号 | 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十六 | 議第六十九号 | 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十七 | 議第七十号 | 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十八 | 議第七十一号 | 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十九 | 議第七十二号 | 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第四十 | 議第七十三号 | 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 第四十一 | 議第七十四号 | 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について |
| 第四十二 | 議第七十五号 | 一般国道百十二号山形中山道路工事用地の処分について |
| 第四十三 | 議第七十六号 | 包括外部監査契約の締結について |
| 第四十四 | 議第七十七号 | 山形海区漁業調整委員会委員の任命について |
| 第四十五 | 県政一般に関する質問 | |

本日の会議に付した事件

議事日程第四号に同じ。

出席議員（四十一名）

一	番	石	川	渉	議員
二	番	佐	藤	寿	議員
三	番	齋	藤	俊一郎	議員
四	番	橋	本	彩	議員
五	番	松	井	子	議員
六	番	石	川	愛	議員
七	番	阿	部	正	議員
八	番	鈴	木	恭	議員
九	番	伊	藤	香	議員
十	番	石	塚	織	議員
十一	番	関		慶	議員
十二	番	江	口	徹	議員
十三	番	阿	部	暢子	議員
十四	番	梅	津	ひとみ	議員
十五	番	高	橋	庸	議員
十六	番	佐	藤	弓	議員
十七	番	相	田	文	議員
十八	番	佐	藤	日出夫	議員
十九	番	遠	藤	正胤	議員
二十	番	相	田	寛	議員
二十一	番	遠	藤	光	議員
二十二	番	菊	池	和典	議員
二十三	番	今	野	文昭	議員
二十四	番	高	橋	美奈子	議員
二十五	番	青	木	淳	議員
二十六	番	梶	原	彰	議員
二十七	番	五十嵐	智	宗明	議員
二十九	番	柴	田	正	議員
三十	番	洪	間	佳寿美	議員
三十一	番	矢	吹	栄修	議員
三十二	番	小	松	伸也	議員
三十三	番	吉	村	和武	議員
三十四	番	高	橋	啓介	議員
三十五	番	木	村	忠三	議員
三十六	番	加	賀	正和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎	議員
三十八	番	楳	津	博	議員
四十	番	伊	藤	重	議員
四十一	番	舩	山	現	議員
四十二	番	田	澤	伸	議員
四十三	番	森	田	廣	議員

欠席議員（二名）

二十八番	能	登	淳	一	議員
三十九番	奥	山	誠	治	議員

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	平	山	雅之	君
企業管理者	松	澤	勝志	君
病院事業管理者	阿	彦	忠之	君
総務部長	岡	本	泰輔	君
みらい企画創造部長	小	中	章雄	君
防災くらし安心部長	中	川	崇	君

環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里香子 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

○副議長（矢吹栄修議員） 議長所用のため私が議長の職務を行います。

午前 十時 二分 開 議

○副議長（矢吹栄修議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第三十四号議案から日程第四十四議第七十七号議案まで及び日程第四十五県政一般に関する質問

○副議長（矢吹栄修議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第三十四号令和七年度山形県一般会計予算から、日程第四十四議第七十七号山形海区漁業調整委員会委員の任命についてまでの四十四案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第四十五県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

七番阿部恭平議員。

○七番（阿部恭平議員） おはようございます。自由民主党の阿部恭平です。質問の機会をいただきました自由民主党会派並びに関係者各位の皆様にご挨拶申し上げます。

さて、山形県議会議員として私も働かせていただき、約二年がたとうとしております。本当にあっという間の二年でございました。現在、山形県では第四次山形県総合発展計画後期実施計画を策定中でございます。私も、今までの二年間を前期、これからの二年間を後期とするならば、前期の検証を行い、後期に向けた計画を立てて行動していきたいと思っております。

この約二年間、県議会議員として働かせていただいて感じるの、政治あるいは首長や議員、政治家と言ってもいいですが、こういう広い意味での政治にはもっと夢が必要ではないか、県民の皆様が夢を示す必要があるのではないかと感じます。逆に言えば、今は県民の皆様が前向きに頑張っていけるような夢が政治から不足しているのではないかと感じます。夢を持ち、夢を語り、具体的な計画を立て、そして実際に行動、実行し実現していく、この夢の部分が不足しているのではないのでしょうか。私は、「谷地高校からカヌー一金メダリストの輩出を」といつも語らせていただいております。

県民の皆様が厳しい現実を少しでも明るい気持ちを持って将来に向かって過ごしていけるように、私も後期二年間をより精力的に努めてまいりますこととお誓い申し上げ、質問に入らせていただきます。

初めに、山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本構想についてお聞きいたします。

県と寒河江市で進めておりました基本構想案が令和六年十二月二十六日に示されました。基本構想案は六つの章に分かれており、「西村山地域内外の医療環境」「医療提供体制の現状・課題」「新病院の目指す方向性」「施設整備の基本方針」「整備事業方針」「運営のあり方」と分けて整理されております。

基本構想案の公表後、寒河江市で七回、河北町で一回、基本構想案について住民の皆様への説明会が開催されました。私も説明会に参加させていただきました。県民の皆様からの意見や質問を私なりに一部要約させていただきます。

まず、「情報が公表されなくどのような状況なのか分からないため今後どうなるのか不安」「うわさばかり

が聞こえてくる。結局どのような医療体制になるのかイメージができない」また、「現在の寒河江市長が市長に当選する前に、新病院の場所は陵東中学校跡地に建てたいと発言していたがどうなのか」といった発言もあったようです。

これに対して寒河江市の職員の方の回答は、これも私の要約でございますが、「可能な限り市長の公約は尊重されるべきと考えているが、立地場所については評価基準を定めて決めていく」とのことでした。この回答に対して県民の方からはさらに、「ありきで進められているように感じる。ありきでは意味がないのではないか。何のための説明会なのか。要望が通らないのではないか」との意見でした。

また、昨年十二月に開催された寒河江市長選挙の公開討論会では、現在の寒河江市長が、「新病院の用地を選定する令和七年度の早い時期に学校施設整備計画を改め、統合中学校の開校時期を一年前倒しし、中学校跡地に新病院や消防本部を建設できるように調整していただけるように市教育委員会にお願いする。現在、陵東中学校跡地に西根小、三泉小の統合小学校を建設する計画だが、これを外して統合小学校は別の場所に建てるということを検討していただく。県は建設用地が確保できるから河北病院の敷地に建設となるかもしれない。この場合、破談を選択し、寒河江市単独でも病院を建てるしかないかもしれない」との発言もありました。

寒河江市では、令和五年十二月に寒河江市学校施設整備計画改定版が策定されました。計画では、寒河江市の中学校三校を一枚に統合し、令和十二年度に開校予定になっておりました。また、寒河江市長が建てたいと言った陵東中学校跡地には、寒河江市の小学校二校を一枚に統合し、新しく小学校を建てる場所として既に計画されていました。

基本構想案では、建設候補地に七か所が挙げられており、その中学校三校の跡地全てが候補地に入っております。また、基本構想案では、新病院の開院は令和十三年度の予定であり、建築工事は令和十年度からのスケジュールになっております。基本構想の課題に、寒河江市の三中学校の跡地利用は、新統合中学校の開校、令和十二年を待って建設着手する必要があると示されております。このようにスケジュールにも課題があるにもかかわらず建設候補地に選ばれているわけでございます。

そのような中、令和七年一月、寒河江市長は市教育委員会に寒河江市学校施設整備計画の再改定を要請し、今月の十九日に学校施設整備計画の再改定案が公表され、現在パブリックコメントを募集しております。

その再改定案では、陵東中学校の活用が外され、ほか二つの中学校も活用されない計画になっております。市教育委員会への要請から僅か一か月で再改定案が示されました。二つの小学校を統合し、陵東中学校跡地に建てる予定だった新しい小学校の場所は未定となってしまいました。

現在の寒河江市長は、寒河江市の副市長時代に現在の寒河江市学校施設整備計画の策定にも関わっておりますし、新病院の基本構想案にも関わっております。私が申し上げてきましたこのような動き、特に基本構想案の公表前からの動きを見ると、県民の皆様が「ありきで進んでいるのではないかと」と疑問に思うのは当然ではないでしょうか。このような進め方で県もよいのでしょうか。県民の皆様が納得できるような進め方になっているのでしょうか。

今までの寒河江市との進め方に対して、県としてはどのような課題を把握していたのでしょうか。あるいは何か寒河江市と協議をされたのでしょうか。私は県民の皆様が疑問や不安に思うことがあったかと感じております。

また、現に寒河江市としては、既に立地候補地の確保に動いているように見えるわけでございますが、基本構想の意思決定、協議会としての意思決定者は吉村知事と寒河江市長であります。考えが異なった場合はどのように決定をするのでしょうか。

今よりもよい医療を県民の皆様提供するため、そして県民の皆様が納得していただくためにも、ありきではないことを明言していただき、より丁寧な進め方が必要と思いますが、今後の進め方や寒河江市長との意思決定の方法を含め、最終的な意思決定者のお一人である知事に西村山の医療についての思いをお伺いいたします。

次に、建設予定地についてお聞きいたします。

建設候補地を抽出する県と寒河江市の作業において、今年度は三つのステップを経たと認識しております。ステップ一で、まずは公有地の有効活用を考えると、県は西村山全域から、寒河江市は市内から、合わせて七十七か所が抽出され、ステップ二で、一市四町からのアクセスや山形市内の高度急性期病院への転院搬送等の交通アクセス、浸水想定区域にかかっていないことなどを重視し、三十六か所へ絞り込みされ、ステップ三で、病院用地としての活用可能性を県と寒河江市がそれぞれ検証し、七か所が抽出されました。七か所というのは、寒河江市内の三つの中学校敷地、県立河北病院と寒河江市立病院の敷地、そして、新たな用地取得も視野に入れて寒河江市から提案された二か所の民有地であります。

疑問なのが、なぜ県と寒河江市の公有地だけで抽出されたのか、また、なぜ寒河江市だけから二か所の民有地が抽出されたのか、基本構想の策定に関する協議会規約や県と寒河江市との基本合意書にも、場所をどのように決定するのか、また、必ずしも寒河江市内に建設することなどについては明記されているわけでもありません。五十年以上は使うであろう新病院の場所は、まさしくよりベストな場所を選ぶべきであります。寒河江市以外の四町所有の公有地や民有地はなぜ抽出されなかったのでしょうか。

そして、建設予定地の立地条件として、「交通アクセス」「災害動向」「診療エリアの継承」「まちづくり」「敷地要件」「将来への柔軟性」「整備費用」の七つの視点から検討されております。今後、七か所の建設候補地が一か所の建設予定地に絞り込まれるわけですが、七つの視点などから建設予定地の評価基準、選定方法、例えば点数制なのか、点数配分はどのようになっているのか、あるいはマル・バツ方式なのか、これを案段階で公表することや選定の結果だけではなく、これまでと今後の選定の経過など、県民の皆様が不安にならず納得できるように情報を開示しつつ進めていくべきと考えますが、健康福祉部長のお考えをお伺いします。

次に、構成自治体及び財政負担についてお聞きします。

新病院は、基本合意書を締結した県と寒河江市の二者を基本として、新たに運営母体を設立し、構成自治体が共同で運営することになります。新病院の構成自治体の範囲も来年度の早い時期に決定する予定となっていると認識しております。

西村山四町が参画するかどうかの判断材料のうち、特に重要なのが財政負担だと思われます。イニシャルコストやランニングコストがどのくらいかかるのか、財政負担の総額は幾らになる予定なのか、構成自治体への負担について国からの補助金や地方交付税措置なども含めて健康福祉部長にお聞きいたします。

次に、若者の所得向上のための産業振興策についてお聞きします。

人口減少対策は最大の課題であり、特効薬のない非常に難しい課題でもあると認識しております。その分、あらゆる方向からの施策が必要となってくるわけですが、その対策の一つの方向性として、私は若者の所得向上と時間的余裕が必要だと考えております。

私は、所得向上のことを金銭的余裕とも言っています。根本的にお金や時間に余裕がなければ異性にお金や時間を使おうとも思わないわけですし、逆に言えば、昨今の若者は自分の趣味や生活に使う分しか余裕がないわけであります。

お金と時間に余裕があれば、誰かと遊びに行ったり、旅行に行ったり、飲食に行ったりと自然と異性と出会う機会も増えるものと思われます。そして、自分磨きにお金を使うこともできますので、出会いからお付き合いにつながる可能性も高まるのではないのでしょうか。そして、お付き合いから始まり、最終的には結婚に至ることで出生数の増につながるのだと考えております。

今回は、この若者の所得向上の点から質問をさせていただければと思います。

山形県の若者二十歳から四十九歳のうち、男女別に見た年収区分別の未婚率という統計データがあります。総務省のデータを基に、県庁の担当部局からデータを提供していただきました。

こちらの令和四年のデータを見ますと、年収と婚姻率には一定の相関関係があるように見受けられます。全体的に高年収の方ほど婚姻率が高い傾向にあります。高年収の方ほど未婚率が低い傾向にあるとも言えます。

男性で一番未婚率が低いのは、年収五百万円台で一・八％。一番未婚率が高いのが五十万円から九十九万円台で八四・六％です。また、年収二百五十万円から二百九十九万円の未婚率は六三・三％と、年収三百万円台の未婚率は四〇・二％でその差は二三・一％であり、隣り合った年収では一番差が大きいです。

女性で一番未婚率が低いのは、何と男性と同じで年収五百万円台で一八・二％。一番未婚率が高いのが五十万円未満で四五・九％です。

ちなみに、未婚率ではなく未婚者数でいうと、男性は年収三百万円台で推定一万三千四百人、女性は年収二百万円から二百四十九万円台で推定一万人と未婚者数が一番多くなっております。

このデータが全てとは言いませんが、年収が高いほうが未婚率が低いと数字として表れているわけがございます。このようなデータに基づいて施策を打っていくことも重要と考えます。

こうした観点から、県民所得の向上に向けた産業振興策は、これまで以上に重要な意味を持つことになると思われます。そのような中において、今年度は本県の産業・経済分野に関する具体的な施策の展開方向を示す次期山形県産業振興ビジョンが策定されるものと承知しております。

今後、人口減少対策の一つとして、出生数を増やしていくためにも若者の賃金を引き上げ、所得を増やすことが非常に重要だと考えますが、県として今後どのような産業振興策を展開していくのか、産業労働部長にお聞きいたします。

次に、部活動の地域展開についてお伺いします。

これまで、部活動の地域移行と言われておりましたが、昨年の十二月に開催されたスポーツ庁と文化庁の有識者会議において、部活動の地域展開に名称が整理されました。地域全体で連携するというコンセプトをよりの確に表す狙いがあるとのことでした。

さて、部活動改革が令和五年度から令和七年度の三か年を改革推進期間と位置づけ進んでいるところですが、県民の方々からお話を聞くと、指導者がいない、クラブを運営するお金がない、市町村によって取組の差がある、送り迎えが大変など、心配や不安の声をいただきました。

一方で、何とか地域展開できるようにしたいといけない、どうすればできるのかなど、実現に向けての前向きな声も多くいただきました。着実に部活動の地域展開が進んでいるのだと実感したところです。

特に、文化部は関係者が運動部関係者よりも少ないこともあり、クラブの運営者や指導者の確保が難しい、

また、楽器などの道具の確保や会場の確保も難しいとの声が聞かれたところです。

このように、指導者の人材不足、持続可能なクラブ運営、交通手段、道具や会場の確保、自治体間の広域連携の必要性という課題がある一方で、部活動の地域展開が実現すれば、マルチスポーツの推進、文化活動の広がり等により子供に限らず大人にもよい影響があることが想定されております。

誰もが住んでいる地域によってスポーツや文化活動のできるできないに差が出ず、地域展開のメリットを享受できるよう、より力を入れて環境整備をしていくべきと考えますが、県内の部活動の地域展開についての現状と今後について教育長にお伺いします。

次に、地域熱供給システムの導入促進についてお伺いします。

地域熱供給システムとは、簡単に言いますと、一つの熱源から管を通して複数の施設が熱を共有すると考えてください。例えば、最上町に地域熱供給システムを用いたモデルタウンがございます。以前、視察させていただきました。

最上町のモデルタウンでは、一つの熱供給施設から全二十三世帯に熱を供給しております。燃料は木質バイオマスを使用しており、メインはウッドチップ、ペレットであり、補助的にまきも使用されております。結果から言いますと、冬でも家全体が暖かい、除雪はしなくてよい、カーボンニュートラルにも貢献するものでございます。

北欧的な考え方で、一部屋一部分が暖かいのではなく家全体がいつも暖かい、融雪もしているので除雪も不要、電気よりも熱効率がよく、灯油換算では年間三万リットル分の熱を供給し、約六十二トンの二酸化炭素削減効果があるとのこと、暖房費はいつも家全体が暖かいにもかかわらず、平均よりも一〇%から二〇%は安いとの声もありました。

そして、燃料である木質バイオマスは最上町で生産しているので、林業やエネルギー産業として経済にも寄与しております。太陽光発電も導入しているため、夏場の電気代は太陽光発電で賄ってまいります。

今、灯油や電気の価格は上昇を続けております。そんな中、山形県は森林が多く、木材を活用し県民の皆様の暖房費を抑えるチャンスではないでしょうか。

導入課題としては、イニシャルコストがかかることや良質なバイオマス燃料の確保、ある程度の規模の供給先が必要となります。しかし、地域熱供給システムは住宅だけではなく公共施設との共有も可能であり、地中熱や温泉熱、太陽熱など、様々な熱源との組合せも可能です。

これからの住宅、住み方というのを考えると、地方だからこそ、雪国だからこそ暖かく、雪かきも不要な住宅が望まれるところであり、山形県での新しい住み方も検討していくべきではないでしょうか。

燃料費の高騰が続く現状やカーボンニュートラルの実現に向けた社会全体の動きを踏まれば、温泉熱や地中熱、森林資源などの山形が有する資源を生かし、住宅も含めた地域熱供給システムの導入に向けた取組を進めていくべきではないでしょうか。

本県における今後の地域熱供給システムの導入促進について、環境エネルギー部長にお伺いします。

最後に、山形県財政の中期展望についてお聞きいたします。

令和七年度当初予算案は、前年度比で二百五十六億円増となる見込みであります。

歳出では、ゼロ歳から二歳児保育料の負担軽減の拡充や、若者、子育て世帯への移住支援金の拡充、私立高校の授業料等負担軽減の拡充など、県単独事業の拡充が見られるほか、脱炭素経営の促進や気候変動に強いサクランボ産地づくり、アクセシブル・ツーリズムの展開といった新規の予算も増えております。

一方で、財源に着目すると、主要な一般財源である県税や地方交付税には、前年度比で一定の伸びが見られるものの、調整基金を百八十億円取り崩すことにより予算を組んでいる状況にあり、県財政は厳しい状況にあることがにじみ出ていることに留意する必要があると考えます。

令和七年度当初予算案と併せて公表された山形県財政の中期展望では、財源不足額として、令和七年度百八十億円、令和八年度百九十六億円、令和九年度から令和十一年度で百五十億円前後が示されております。財源確保対策を講じない場合、令和八年度には調整基金が枯渇する可能性も示されております。

このような状況ではあるものの、将来的には、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備や、山形、庄内両空港の機能強化、新スポーツ施設の整備、県立博物館の移転整備など、多額の財源を要する大きなプロジェクトも予定されているところであり、現在の財政状況を鑑みると、これらの県勢発展につながるような事業を実現していくことができるのか懸念されるところであります。

財源不足額への対応として、歳入増では、県有財産の売却・有効活用、基金・特別会計資金の有効活用、財源対策のための県債発行を行う。歳出減では、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化を行うとされております。優先順位のつけ方が非常に重要で難しいことだろうと考えております。どのように進めていくのでしょうか。KPIを詳細に設定し、数字に基づき事業の効果を検証し、費用対効果をしっかりと見える化しつつ判断する必要があるのではないのでしょうか。

財政の中期展望で示されている財源不足に対して、いかなる対策を講じて健全な財政運営を確保していくおつもりか、総務部長に所見をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（矢吹栄修議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。ただいま阿部恭平議員から私に、山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本構想の意思決定と進め方についての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

私は、かねてから医療の提供というのは、県民の皆様の命と健康を守るための大切なインフラであると認識をしており、どの地域においても県民の皆様が将来にわたって必要な医療サービスを安心して受けられる体制を構築することが重要であると考えております。

こうした中、西村山地域の医療提供体制につきましては、地域内の四つの公立病院に医療資源が分散する中で、その機能が徐々に低下し、多くの患者が地域外に流出しておりますし、医師をはじめとする医療人材の確保や育成の困難さなどによる医療機能の縮小といった大きな課題を抱えておりました。

このため、令和四年度に西村山地域医療提供体制検討会を設置し、約二年にわたって西村山管内の一市四町の首長の皆様から地域の医療提供体制の再構築に向けた議論をしていただきました。その結果、県及び首長の皆様の総意として、県立河北病院と寒河江市立病院を統合再編して医療資源を集約することが妥当との判断に至ったところであります。

こうした経過を経て、昨年三月には、私と寒河江市長との間で基本合意書を交わし、この中では、両病院を統合再編して可能な限り早期に新病院の整備を目指すことや、県と寒河江市による新たな協議の場を設置することなどを定めたところです。

この合意に基づき、令和六年五月には、新病院整備に関する協議会を設置しました。この組織の中で、基本構想全体の検討調整を行う運営委員会と専門的事項を調査検討する医療機能部会や総務管理部会など、三つの部会において様々な検討を行ってまいりました。

検討の過程におきましては、山形大学医学部をはじめ、医療関係者や管内自治体にも丁寧に説明を行い、御意見をお聞きしながら進めてきたところであります。そして、昨年十二月には、基本構想の案を取りまとめたところであり、これを踏まえ、現在、関係機関及び地域住民など関係者の皆様との意見交換やパブリックコメントの実施など、基本構想の策定に向けて詰めの調整が進められております。

今後、これまでの検討状況も踏まえた上で、三月中に開催予定の協議会において、当事者である県と寒河江市の合意により基本構想を決定してまいりたいと考えております。

新病院の整備は、県、寒河江市はもとより、西村山地域の皆様にとって極めて重要なプロジェクトであると認識しております。私としましては、西村山地域全体をしっかりと俯瞰し、新病院が地域において持続可能な医療提供体制を構築できるよう、その機能や規模、立地場所等を含め、今後も関係者への説明や意見交換をできる限り丁寧に行いながら、しっかりと前に進めてまいりたいと考えております。

○副議長（矢吹栄修議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） 山形県財政の中期展望についてお答えを申し上げます。

本県では、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額解消のための対策検討の指針とするため、山形県財政の中期展望を毎年度当初予算案と併せて作成し、公表しております。

令和七年度当初予算では、先ほど議員のお話にもございましたけれども、県税や交付税が増加となった一方で、社会保障関係経費や公債費が引き続き高い水準で推移すること、また、自然災害をはじめとした様々なリスクへの対応、その他、行政需要の多様化・複雑化等により多額の財源不足が生じたところであり、これに対し様々な手法によりさらなる歳入確保を図りますとともに、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化に取り組み、より一層の歳出削減に努め、財源不足額を圧縮し、その上でなお不足する百八十億円について調整基金を取り崩し、収支の均衡を図ったところであります。

今後を展望いたしますと、一定の経済成長が見込まれる一方で、金利の上昇に伴う公債費の増加、社会保障関係経費が引き続き高い水準で推移すること、行政需要の多様化・複雑化等に伴う一般行政費の高止まりなどによって、令和七年度以降も毎年度百五十億円から二百億円程度の財源不足が生じることが見込まれております。

このような展望を踏まえた財源確保策としまして、まず歳入面については、県職員アパートや県立高校の跡地など県有財産の売却、県有地の貸付け等による有効活用に加え、基金や特別会計の余剰資金の活用、行政改革推進債の発行及び国庫補助金等の外部資金の獲得など、様々な手段を講じて歳入の確保に努めることとしております。

その上で、歳出面については、事務事業の見直し等による歳出削減目標額をこれまでの三十億円から五十億円に引き上げるなど、歳出の見直しを今まで以上に徹底することで、複数年度を通じて安定的な財源確保を推進することとしております。

歳出見直しの具体的な進め方につきましては、これまで各年度の当初予算編成過程等において、各事業を所管する部局長のマネジメントの下、全ての事業についてその必要性や効果を検証し、事業の内容や規模をゼロベースで精査してまいりました。

また、令和五年度からは、外部有識者から成る山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の下に専門部会

を新たに設置し、主な継続事業についての外部評価をいただくとともに、それを踏まえて事業の見直しを行う取組を重ねて実施してきたところであります。

今後は、三月に策定を予定している次期山形県行財政改革推進プランや第四次山形県総合発展計画後期実施計画に掲載される目標指標やKPI及びそれらに照らした施策ごとの進捗状況等も分析しながら、こうした取組を継続するとともに、歳出削減目標の達成に向けた実効性のある方策について、今後の予算編成に向けて検討を進めてまいります。

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を実現するためには、経済変動や自然災害といった外部要因に左右されることなく、政策的な予算を十分に確保し、県勢発展に向けた施策を積極的に展開することが不可欠であります。歳入、歳出の両面から不断に対策を講じることで、持続可能な財政運営の確保に取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 地域熱供給システムの導入促進についてお答え申し上げます。

政府のエネルギー白書によりますと、二〇二二年度の家庭部門や事務所、ビルなどの業務部門における最終エネルギー消費量を見たとき、その大部分が熱として使われている一方、そのエネルギー源としては電力や化石燃料が大宗を占め、地中熱などの再生可能エネルギー熱の利用は進んでいない状況にあります。

そうした中、本県では、山形県エネルギー戦略において、再エネ電源の開発に加え熱源開発の目標も掲げて、地域における熱利用の拡大に向けて取り組んでいるところであり、これまで県内企業や市町村が行う事業への支援を進めてまいりました。

具体的には、平成二十五年度以降、事業可能性調査や設備導入への支援を行い、温泉宿泊施設や市町村庁舎におけるバイオマスボイラーやヒートポンプの導入などにつなげてまいりました。

また、令和四年度からは二か年にわたり、製造業が集積し、熱需要が大きい県内の工業団地を対象とした熱の需要量調査と事業可能性調査を実施し、今年度は最も事業可能性が高いと評価された東根大森工業団地において、重油から二酸化炭素削減効果の高い天然ガスへの転換による地域熱供給システムの導入に向けた勉強会を開催したところです。企業の脱炭素化やレジリエンス向上への意識の高まりもあり、多くの事業所に参加いただき、現在、事業化に向けた最終的な検討が進められているところです。

このように、ある程度大きな熱需要を有する施設や工業団地では熱供給システムの導入が見られるようになってきましたが、さらなる二酸化炭素削減を進めていくためには、本県の豊富な森林資源を活用したバイオマス熱や地中熱、温泉熱などの再エネ熱をこれまで以上に活用することが重要となります。そのためには、設備の導入コストに見合う熱需要の確保や、空調や給湯などの用途に応じた最適な熱源の組合せといった課題に対応していく必要があります。

そこで、来年度の新規事業として、熱利用に関心を持つ市町村や県内企業等と連携し、複数の熱源の組合せや面的な熱利用のパターンについて調査研究を進め、熱利用のモデルをつくってまいりたいと考えております。この場合、想定されるモデルの例としましては、公共施設とその周辺の住宅地へ地中熱とバイオマス熱を供給するといったパターンや、温泉の排熱と雪氷熱を活用し、温泉街の融雪や施設の冷暖房、給湯へ活用するパターンなどが考えられております。

県としましては、本県の気候や特性を生かしたモデルをつくることにより、地域熱供給システムの導入につなげ、カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の脱炭素化を着実に進めてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私には、西村山地域の新病院整備に関しまして二点御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目、建設予定地についてお答え申し上げます。

西村山地域の新病院の立地場所につきましては、地域で中核的な役割を果たす病院となるよう、求められる医療機能を十分に発揮できることが重要であります。もとより、その選定に当たりましては、客観的な要件の下、段階的な選定プロセスを経ていくこと、そして分かりやすくお示しをしていくことが必要と考えております。

こうした観点から、去る十二月に公表しました基本構想案では、新病院の立地場所の検討に当たり、令和六年度から七年度にかけて大きく三段階の選定プロセスを経て、複数の建設候補地の中から立地条件に合った最適な場所を絞り込んでいくこととしております。

まず、今年度は第一段階としまして、当事者である県と寒河江市が持つ公有地七十七か所を抽出した後、交通アクセスや浸水想定区域などを踏まえた対象エリアから三十六か所に絞り、さらに病院用地としての活用可能性や新たな用地の取得を視野に入れた結果、七か所の候補地を抽出したところであります。

次に、来年度は第二段階としまして、基本構想案で示した立地条件の視点に照らして総合的に評価し、七か所の建設候補地に改めて優先順位をつけた上で絞り込みを進めてまいります。具体的には、立地条件の設定に当たっての七つの視点として、一つ目、通院や救急搬送を考慮した「交通アクセス」の視点、二つ目、浸水想定区域などの「災害動向」の視点、三つ目、人口や患者重心等による「診療エリアの継承」の視点、四つ目、都市計画や土地利用規制等の「まちづくり」の視点、五つ目、面積や形状等の「敷地要件」の視点、

六つ目、開院後も見据えた「将来への柔軟性」の視点、そして七つ目、「整備費用」の視点を要件としております。今後これらに複数の客観的基準を設定しまして、できる限り透明性を確保しながら総合的に評価を行ってまいります。

第三段階では、評価が高く絞り込まれた建設候補地の中から、県と寒河江市が協議して建設予定地一か所を決定する予定であります。

一方、選定に当たりましては、地域の医療関係者や地域住民の関心も高いことから、丁寧に進めていくことが必要と考えております。このため、それぞれの絞り込みの段階におきましては、運営委員会を開催するなど、選定結果のみならず、候補地の客観的な評価基準や選定の経過について丁寧に示してまいりたいと考えております。

なお、建設予定地につきましては、今後の新病院の運営母体に係る構成自治体の検討・協議の前提にも関わることから、来年度の可能な限り早期での決定を目指してまいります。

県としましては、建設予定地の決定が円滑に進むよう、統合再編の当事者である寒河江市のお考えもよくお聞きしながら、引き続き丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、二点目は、新病院の構成自治体及び財政負担についてお答え申し上げます。

西村山地域の新病院の運営につきましては、現時点では現二病院の設置者である県と寒河江市の二者が共同で行うことが基本と考えます。今後、西村山管内の四つの町の一部または全部から新たに参画の意向が示された場合には、改めて運営母体における構成自治体の範囲を定めた上で、県及び寒河江市に加えて参画する自治体との間で条件などについて協議していくことになるものと考えております。

令和七年度中に策定予定の基本計画の中では、新病院の運営方法や構成自治体間の財政負担の割合等を盛り込む必要があることから、現在公表しております基本構想案においては、構成自治体の範囲について来年度の可能な限り早期に決定することを目指すとしており、管内四町の首長等にはその旨を既にお伝えしているところであります。

加えて、管内四町に対しましては、新病院の運営に参画した場合の具体的なメリットはもとより、参画の有無を判断するに当たって重要な材料となります財政負担の総額の目安等についても、一定の条件の下で仮試算した額をお示ししているところであります。

具体的には、あくまで現時点での機械的な試算額ではありますが、まず一つとして、新病院の建設整備いわゆるイニシャルコストの負担につきましては、整備費用の概算額、最大値約百二十三億円をベースに、国庫補助金等の特定財源を含まず全額を病院事業債の活用による整備と仮定し、後年度の元利償還金に対して構成自治体が財政負担する場合、年間で約四・八億円程度の負担額と試算しております。

また、二つ目、新病院の運営いわゆるランニングコストの負担に関しましては、厳しい経営環境を想定した収支見通しのほか、現在の二病院に対する県及び寒河江市の繰出金の状況等を踏まえ、年間で約十四・四億円から十七・二億円程度の負担額と試算しております。

これらイニシャルコストとランニングコストを合計いたしますと、構成自治体が毎年度財政負担をする総額は、年間で約十九・二億円から二十二億円程度と試算されますが、これに地方交付税の財源が約四億円と見込まれますので、差引きの実負担額は年間で約十五・三億円から十八・一億円程度と見込まれます。この試算額を念頭に、今後、管内四つの町それぞれにおいて新病院の運営に参画するか否かの検討、判断がなされ、それを経て来年度の早い段階に構成自治体の範囲を決定してまいりたいと考えております。

さらに、令和七年度中には事業費の精査を進め、構成自治体の人口や財政規模、立地場所など具体的な算定要件を協議しながら、参画する自治体間の財政負担割合を決定することとなります。

いずれにしましても、病院運営には大きな負担と責任を伴うことから、県としましては、管内四町の参画については、それぞれ自らの意向や判断を尊重することを基本としながら、運営に関する必要な情報はできる限り丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○副議長（矢吹栄修議員） 岡崎産業労働部長。

○産業労働部長（岡崎正彦君） 若者の所得向上のための産業振興策についてお答えいたします。

少子高齢化を伴う人口減少の加速と若者の県外流出は、本県における喫緊の課題であり、若者が県内に定着し、活力あふれる生活を営んでいくためには、生活を支える安定した所得の確保と魅力ある就業環境の整備が重要であると考えております。

このため、まず所得の向上・確保については、全国に先駆けた取組として直接的な施策、正社員化、賃上げ促進の奨励金の創設により、若者の正社員化と賃上げに積極的に取り組んできております。

令和三年度からは、特に賃金水準が低く待遇改善が求められる女性非正規雇用労働者の正社員化と賃金アップを行った事業者へ支援金を支給する本県独自の取組を行ってきており、引き続き女性の所得向上に向けて支援してまいります。

また、賃上げには継続的な原資の確保が必要であることから、収益力の向上と適切な価格転嫁を行っていくことが重要と考えております。そのため、県では「中小企業まるっとサポート補助金」により、新製品・新技術の開発からＤＸの推進等による付加価値や生産性の向上に資する設備投資、さらには販路開拓までの切れ目のない一貫した支援を行い、県内企業の稼ぐ力を高めてまいります。

加えて、物価・エネルギー価格の高騰が続く中、労務費を含めた適正な価格設定がなされるよう、原価計算や価格交渉の手法を学ぶ実践的なセミナーの開催などにより、適切な価格転嫁の実現につなげたいと考えております。

さらに、賃金の向上には、若者を含めた個々の労働者のスキルアップも有効なことから、離転職者や在職者向けの職業訓練を進めるとともに、より高度なデジタル技術の学習機会の提供などの人材育成を推進してまいります。

一方、魅力ある就業環境の整備については、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進など、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいくほか、幅広い就業の場があることも重要であることから、若者・女性の関心が高く、定着・回帰につながるＩＴ関連・デザイン産業分野の企業誘致や、スキルや経験を生かせるビジネス創出支援にも力を入れて取り組んでまいります。

現在策定を進めている次期産業振興ビジョンでは、目指す未来の姿を「多様な人財が活躍し、国内外で価値を創出し、成長し続ける産業社会」とし、その実現に向けて施策を展開していくこととしております。

県といたしましては、次代を担う若者が十分な所得を確保し、幸せを実感しながら、ここ山形においてその力を発揮することにより、本県が持続的に発展していくことができるよう取組を進めてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 部活動の地域展開について答弁を申し上げます。

部活動改革の推進に当たりましては、県教育委員会がガイドラインを策定し、改革の基本的な考え方を市町村と共有するとともに、実施主体である市町村におきましては、政府の実証事業の積極的な活用等を行いながら、地域の実態に応じ取組を進めてきたところであります。

スポーツ庁と文化庁が令和六年八月に公表いたしました部活動改革の取組状況によりますと、休日の地域展開に取り組んでいる部活動の割合は、運動部につきましては全国平均二％に対しまして本県は五三％、文化部につきましては全国平均一六％に対しまして本県は四五％ということで、全国的に見て本県の取組は進んでいる状況にあるものと考えております。

このような中、県教育委員会では、指導者等の人材不足、単独での取組が困難な市町村に係る広域連携、そして持続可能なクラブ運営など、市町村が抱える課題に対しまして、その解決に向け支援をしてきたところであります。

このうち、指導者の育成につきましては、今年度、県スポーツ協会との連携の下、四地区で計六回、地域クラブ等指導者研修会を開催し、安全管理やハラスメント防止などの観点から指導者の資質向上を図ったところであり、来年度も引き続き実施をしてまいります。

また、広域連携に向けましては、今年度、各市町村における指導者人材や使用する施設、移動手段などのリソースとニーズについて情報共有を図ったところであり、これらを基に、来年度は具体的にマッチングを行い、活動の在り方等に関するルールの設定や移動手段の確保など、広域連携の具体化に向けた連携モデルの構築に取り組んでまいります。

持続可能なクラブ運営につきましては、来年度、運営人材の育成を図るため、新たにクラブ運営者向けのマネジメント研修を開催するとともに、運営業務の効率化を図るため、生徒の出欠席やスタッフの勤怠等を管理するアプリの活用について検証を進めてまいります。

また、財源の確保につきましては、改革に必要な財政支援を政府に要望しているところでありますが、政府が昨年八月に設立いたしました地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議において、受益者負担と公的負担など費用負担の在り方について検討することとされておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

部活動改革は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築し、ひいては地域スポーツ・文化活動の振興にも資することから、県教育委員会といたしましては、引き続き実施主体である市町村に必要な支援を継続し、部活動の地域展開が着実に実現されますように取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 四 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○副議長（矢吹栄修議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

四番橋本彩子議員。

○四番（橋本彩子議員） 県政クラブの橋本彩子です。吉村知事の五期目最初の議会におきまして、また、本日は着物議会という貴重な機会に一般質問をさせていただけることに心から感謝を申し上げます。

昨日の代表質問において、吉村知事からは、政府のエネルギー基本計画の方針を受けた上で、福島第一原子力発電所の悲惨な事故を忘れてはならないこと、国内における最終処分場も決まっていないこと、原料のウランは一〇〇％輸入に頼っていること、様々な新技術開発が進められている再生可能エネルギーの地域内

自給に努めていくことなどから、行く行くは卒原発社会の実現を目指すべきだという力強い御答弁がありました。

今年も三月十一日を迎えます。山形県内において避難生活をされている一千人を超える方々をはじめ、避難して今は山形県に定住をされた多くの方々がどんなに喜びを感じられる言葉であったか。私自身、山形県に住んでよかったと心から感じています。

五期目の吉村県政でも、知事が大切にされている対話を中心に、多様な人材、多様な価値観がそれぞれを尊重し合いながらつながり、力を倍増させていくことで、多くの県民のウエルビーイングを実現できると信じていますし、そのような山形県が持つ大きな魅力は、県外、国外にも伝聞されていくものと考えています。

県議会議員として、県民の方の声に寄り添い、また、県政との橋渡しとなるよう努めて活動をしております。大切なのはお互いへの共感と感謝である、そのような思いを持ちながら、通告に従いまして質問に入ります。

最初に、動物愛護の取組について質問いたします。

動物愛護とは、動物と人間が幸せに暮らせる社会の構築を前提に、不要な殺処分ゼロ、不幸な命をなくしていくことを目指していくものであると考えます。また、動物と共存することは、人間社会にさらなる多様性が生まれることにつながっていくと思います。ただし、動物のアレルギーがある人や動物が苦手な人に対する配慮は重要です。大切なのは、正しい知識と責任を持つことであり、動物と人のどちらの尊厳も大切にすることであると考えます。

西村山には、山形県唯一の動物園、河北町児童動物園があります。ガバメントクラウドファンディングを行い、応援する皆様のお力をいただきながらリノベーションを行い、この春四月にリニューアルオープンを予定されています。多くの県民の方の憩いの場、癒やしの場、笑顔のあふれる動物との触れ合いの場になることを願っています。

山形県では、平成二十年に動物愛護管理推進計画を策定し、平成二十六年と令和四年に改正をされ、「人と動物の調和のとれた共生社会の実現」を基本理念として取り組んでこられています。また、令和五年二月には、災害時のペット同行避難について、飼い主と自治体、避難所運営者に対して、飼い主とペットが安心して避難することができる環境づくりや避難所でのトラブル防止についてマニュアルを作成されています。

動物愛護管理推進計画には、県民の役割として、「県民の中には動物を愛護する人がいる一方、動物に対して必ずしも好意を持たない人もいます。こうした多様な価値観を尊重し、地域住民として協力するなど、人と動物の調和のとれた共生社会を築いていく努力が求められます。」との記載があります。ここで述べられている、「人と動物の調和のとれた共生社会」を実現していくためには、県民の皆様それぞれの価値観を理解し、尊重するための広報や啓蒙活動が必要と考えます。

また、犬や猫の致死処分を減らすため、数値目標も掲げて行っている譲渡事業について、近年、譲渡率が向上している要因の中に、動物愛護団体やボランティアの存在も大きくあると思います。彼らの中から動物愛護推進員になってくださる方もいらっしゃることから、県民の動物愛護精神の醸成に向けた取組を一層進めていくべきと考えます。

県が展開する施策の一つに、「学校等の教育現場での普及啓発活動への支援」があります。動物は、家族の一員として、また、癒やしのコンパニオンアニマルとして飼育する家庭も増えています。動物と触れ合うことは、生きている命を感じ、動物をいたわる心、相手の気持ちを考える心を育むことから、子供たちの教育にも大きな意味があるとも言われています。

さらに、県の動物愛護センターについても、動物愛護精神の普及啓発及び被災動物救護のための拠点としての機能強化を進められているとお聞きしています。

そこで、山形県が現在、動物愛護に向けて子供たちを含む県民に対してどのような取組を行っているのか、防災くらし安心部長にお伺いします。

次に、西村山の新病院について質問いたします。

寒河江西村山地域の新たな医療提供体制の構築に向けて、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する基本構想案が昨年十二月末、県と寒河江市による新病院協議会から公表されました。

新病院の立地場所についての関心が高いことは住民感情として無理はありませんが、西村山地域にとって大事なのは、地域医療を担う新病院の中身であり、役割や提供する診療内容であります。

基本構想案では、新病院の求められる役割として、一、身近で頼りになる地域密着型病院、二、西村山地域の救急医療を支える柱、三、地域包括ケアシステムの中核病院、四、回復期の医療が必要な地域住民の受皿の四つを掲げており、いずれも地域の皆様の健康と安心を守り支えていく上で欠くことのできない大切な役割であります。

一方で、個々の内容を見ると、九月定例会予算特別委員会でも質問いたしました新病院への分娩施設の設置や小児救急への対応については、それぞれの専門医を常勤で複数確保することは困難であるとの方針が示されています。

西村山一市四町の首長また議長から出された西村山地方開発重要事業要望の中にも、「小児科医常勤医師の配置」「安心して妊娠し出産に臨める医療機能の充実」「乳幼児の休日・夜間診療機能の確保を図ること」に

対する要望があり、また、十二月に行われた職員組合ほか様々な団体で構成される地域医療の充実を求める西村山地区県民の会主催の住民シンポジウムのアンケートでも、「西村山の未来を考えたときには分娩機能と小児救急が必要だと思う」という意見がありました。私としても基本構想案には残念な内容も一部あるかなと感じております。

このような中で大事なのは、地域住民の方々を含め、様々な関係者の皆様から、できる限り多くの理解と納得を得ていくことであると考えます。

年度末の基本構想策定に向けて、現在、三月三日までの期間でパブリックコメントを実施中ともお聞きしております。県民の声が多く集まってくる中で、できること、できないこと、様々御意見としても出てくると思います。

現実の限られた医療資源の中で、できる範囲で最大限の努力をされていることと思いますけれども、地域住民の目線で、住民の方々、様々な関係者の皆様の理解と納得をいかに得ていこうとされているのか、健康福祉部長にお伺いします。

関連して、西村山地域の新病院と既存の町立二病院との連携について質問いたします。

基本構想案の運営体制に関する検討課題として、医療資源が限られる中において、周辺医療機関等との機能分担・連携が重要であることから、地域医療連携推進法人制度の活用等、様々な可能性を検討していくとありました。

昨年十月に厚生労働省の重点支援区域に村山構想区域として選定された西村山地域四病院であります、西村山地域の町立二病院との連携についてどのような方向性で考えていくのか、健康福祉部長にお伺いします。

次に、子育てや介護のしやすい職場環境づくりについてお伺いします。

昨年十一月に行われた「全国女性会館協議会 第六十八回全国大会 in 山形二〇二四」「チェリアフェスティバル山形二〇二四」に参加しました。内閣府の林政策統括官の基調講演で、若年女性の人口流出についてお聞きしました。

地方から東京圏に移動した女性のアンケートに多かった答えとして、女性の賃金水準が相対的に高いことや、性別役割分担などのアンコンシャスバイアスに息苦しさを感じていることなどから、若い女性が帰りたい、暮らしたい地方になるために、能力を発揮して活躍できる職場環境として、ガラスの天井や壁をなくし、出るくいが打たれず、伸ばしてあげられるような雰囲気づくりが大事だとのお話でした。

政府統計の令和三年社会生活基本調査によると、正規の職員・従業員の男性と女性における家事、介護・看護、育児に係るそれぞれの総平均時間では、家事で四・四倍、介護・看護で二倍、育児で二・七倍の時間を女性が担っている結果となっています。山形県に限らず、共働き世帯であっても、家事・育児の女性の負担は男性より多くなっています。

この冬も季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症が流行し、子供たちの中での感染が拡大したところでは、学級閉鎖や学校閉鎖となったところもありました。そのような中で、働いている親御さんが子供の看病のために看護休暇を使うと、感染症の場合は取得可能日数を早々に消化してしまう現状があります。また、家族のために介護休暇を利用される方も、感染症の場合には同様になります。

政府統計の令和三年度雇用均等基本調査では、看護休暇制度の規定がある事業所の割合が六五・七%、事業所規模が大きくなるほど規定がある割合が高くなっています。ただし、看護休暇を取得した場合の賃金の取扱いが無給である事業所が六五・一%であるためか、小学校就学前までの子を持つ労働者のいる事業者のうち、令和二年四月から三月末までの間に看護休暇の取得者がいた事業所は二八・三%、約三割でありました。さらに、取得された事業所のうち、男女ともに看護休暇を取得した事業所は二七・四%、女性のみ取得した事業所は五八・二%、男性のみ取得した事業所は一四・四%でした。

今年四月から育児・介護休業法の改正が段階的に施行されます。子の看護等休暇に関しては、対象範囲である子供の年齢が小学校就学までから小学三年生修了までと延長になり、取得事由も入園式や卒園式などが追加されるように見直され、さらに柔軟な働き方を実現するための措置として、事業主の努力義務の中に、三歳になるまでの子を養育する労働者に関しテレワーク導入が追加されます。

制度がより使いやすくなることは、子育て支援、若者支援に非常に重要で大きな意味がある一方、女性の負担が重いままではあってはならないと考えます。

女性は男性に比べ、結婚や出産、育児などのライフイベントで働き方を変える傾向が高いと言われております。女性がライフイベントに左右されずに働き続けるには、職場の理解や協力が不可欠です。そして、女性が働きやすい環境を整備することは、全ての従業員が働きやすい職場づくりにつながります。

誰もが子育てや介護しやすい職場環境づくりについて県ではどのように取り組んでいくのか、産業労働部長にお伺いします。

次に、次期おもてなし山形県観光計画についてお伺いします。

県が今年度内の策定を目指している次期観光計画に関し、今日、山形県観光審議会が審議内容をまとめ、吉村知事への答申を行った旨の報道を拝見しました。答申では、『『本物の価値』の追求による稼ぐ力の向上』『『人材×DX』による観光産業の活性化』『地域一体となったすべての人にやさしい観光地づくり』の

三点を施策の柱とされており、現在、計画案に対するパブリックコメントも実施されていると承知しています。

本県の観光振興を考える上で大きな売りである上質な食やありのままの自然などは、中高年層、特に経済的なゆとりのあるアクティブシニアがメインターゲットの一つと認識しております。今後はさらに、若い世代からも積極的に選ばれる観光誘客の展開が必要であると考えます。そのためには、ユニーク・セリング・プロポジション、USPと呼ばれるほかではまねができないような、それぞれの地域ならではのオリジナルな価値をつくり込んでいくこと、そして地域が一体となって、様々な職種が連携して観光客の利便性を高めていくことが大切であります。

この地域の連携は、地域活性化や社会課題の解決にもつながる可能性が高いことから、県からのサポート体制は、観光文化スポーツ部だけではなく各部局が横断的な連携をされることで県勢もさらに発展するのではないかと考えられますし、若い世代に対する観光振興策は、将来的な移住につながる可能性もあり、重要視していく必要があると思います。

山形には、都会でどんなにお金を出しても買うことのできないものがたくさんあります。それが大きな宝であり、力であると強く思っています。自然や歴史や文化はお金では買えません。山形に住む私たちがふだんの暮らしで当たり前のこと、普通のことと感じていることも、外から見ると、わくわくする観光商品になるかもしれません。私たち自身が山形の暮らしを日々楽しみながら暮らすことがとても大事なのではないかと思っています。

ついては、次期おもてなし山形県観光計画における今後の観光振興施策の方向性及び具体的な施策展開について、観光文化スポーツ部長にお伺いします。

次に、県総合文化芸術館についてお伺いします。

県総合文化芸術館・やまぎん県民ホールは、コロナ禍である令和二年に開館後、年々催物も充実し、令和五年にコロナが五類に移行してからは、さらに活発に稼働され、週末にはイベント広場で様々なイベントが開催されるなど、地域のにぎわい創出の拠点としての役割を果たしていると思います。

大都市に行かずとも、人気の演劇やバレエ、オペラなどを山形で、しかも山形駅からすぐのすばらしいホールで見ることができることは、県民が上質の文化に触れられる貴重な機会の創出ができていますし、また、すばらしい音響効果のホールでの山形交響楽団をはじめとする音楽を聴くことができること、さらに、そのようなホールで県内の子供たち、学生たちが演奏などを体験できることも非常に得難い経験であり、大きな学びを得ているものと思います。

実際、観劇したことで大変感銘を受けて観劇に通うようになった置賜の高校生や、憧れの俳優さんの演劇を直接見ることができて大喜びしていた西村山の中学生などの話を聞き、交通弱者である子供たちが公共交通を利用して行くことができる立地も非常に大きな魅力であるとも感じています。

開館五周年となる二〇二五年度に行われる予定の大きな公演やイベントも発表され、心待ちにする県民も多いと思います。

そこで、県として総合文化芸術館の開館によるにぎわい創出拠点としての効果をどのように捉えているのか、また、今後、地域経済の活性化に向けて同施設をどのように活用されていくのか、観光文化スポーツ部長にお伺いします。

次に、食ビジネス施策の推進についての質問をいたします。

持続可能な山形県であり続けるためには、大本の土台となる農林水産業が要となると考えています。海、山、川、先人が守ってきた田畑がある美しく豊かな自然環境、はっきりとした四季の移り変わり、さらに、朝晩と日中の温度差がはっきりとしている山形県だからこそ、大変おいしい農産物ができるのだと思います。

そして、山形県の大きな魅力の一つが、おいしい農産物とともに、これまで培われてきた食文化です。長い冬を乗り越えるための保存食などや、県内の地域ごとで方言と同じように少しずつ違う芋煮をはじめとする伝統的な料理、ソウルフードも多くあります。これらは私を含む県外出身者から見ると、とても興味深く味わい深い貴重なものです。さらに、暮らしの基本である食は、子供たちにとっても生活の中で心身にしみ込み、インパクトのあるふるさと愛という教育になり、成長した後に故郷を恋しく思い、戻りたくなるきっかけにもなり得る強い力になります。

こうした食と食文化の根幹を担う農林漁業者の所得向上を図るため推進されてきたのが、六次産業化の取組でした。しかし、これまでの六次産業化は、農家自らが生産する農産物を使い、加工所を造り、日々の農作業も加工品の製造も行うという、所得は向上するものの大変負担の大きい事業でありました。人材を雇用するほどの売上げを上げられる差別化された商品を創ることができればよいのですが、既に同様の商品が世の中にあるものでは、価格競争の波にのまれてしまうおそれもありました。

そこで、今は食品の生産、加工、流通、販売、外食、観光、健康、環境、フードテックなど、食に関する様々な分野の事業者が協働して新たな付加価値を生み出す食ビジネスの取組が展開されているとお聞きします。農家だけが頑張るのではなく、多種多様な職種の持つ技術、様々なアイデアを持つ人々などとの交流と協力によって、これまでになかった新しい商品を生み出すことができる時代となりました。農家は本来の農作業に集中することができ、よりよい農産物を作ることに力を最大限使うことができます。そして、その農

産物がすばらしい商品に変わり、多くの方に喜ばれることで、農業へのモチベーションも一層上がり、その仕事の面白さが伝わること、笑顔で楽しく誇りを持って生き生きとしている農家が増えることは、間違いなく次代の担い手が増えるきっかけにもなると思います。

山形が持つ強い食の力を存分に発揮していくことができるような食ビジネスについて、現在の取組、そして今後について、農林水産部長にお伺いします。

最後に、病院事業会計についてお伺いします。

山形県病院事業会計は、令和七年度当初予算において経常収支が約三十七億円の赤字と、大きな赤字となる見通しであることが示されたところです。

先日、病院事業会計の講義を受けてまいりました。コロナ禍において、民間病院が引き受けられない感染症患者を受け入れたのは自治体病院であり、自治体病院の少ない県は大変苦勞されたこと、受入先がなく亡くなった方もおられたというお話がありました。特に第一波のときには、国からの支援も不十分で、受ければ受けるほど赤字の状況でありながら、自治体病院は住民のためにと引き受けていました。その後、コロナ補助金が出始めてからは民間病院も引き受けるようになりましたが、地域住民を守るための自治体病院の重要性、必要性が理解していただけることと思います。

一方で、自治体病院は独立採算であり、不足する分は一般財源から繰り入れて黒字としなければ継続することができません。一般財源が大変な金額を負担する苦しさは、私たちの暮らしにも大きく関わります。ただし、医療・福祉分野は、将来を見込める産業であり、産業振興の観点で病院や福祉施設を考える政策誘導が必要であることから、自治体からの持ち出しがあっても、働く人々の暮らしで地域に回るお金も相当額あることを踏まえ、総合的にバランスを見ることが重要であると学びました。

医師を集め、よい医療をすれば、自然と収益は上がり、持続可能な医療提供体制が確保できると、常に見直しをしながらやるべきことを確認していくことが重要であります。診療報酬の様々な加算を丁寧に拾っていくことも重要ですが、調べると、県立病院は大変努力されていることもよく分かりました。

しかしながら、診療報酬が決められている病院事業では、昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇の価格転嫁をすることはできず、全国的にも追い込まれている病院が多い状況です。国民の命と健康を守るため、安心安全な暮らしの土台となる医療や福祉については、国が責任を持って支えていくことが大事であると考えますが、現在はそれぞれの自治体の努力に任せられ、厳しい経営を強いられる地方はどんどん事業を縮小し、コンパクトな運営を求められているような状況であると感じています。

山形県の病院事業会計でも、令和七年度当初予算で大きな赤字が見込まれておりますが、県立病院が今後も県民医療を守り支えるためには、経営の効率化を図り、持続可能な経営基盤を構築していくことが喫緊の課題であると考えます。

そこで、今後どのように経営健全化の取組を進めていくのか、病院事業管理者にお伺いいたします。

壇上からの質問は以上といたします。ありがとうございました。お願いします。

○副議長（矢吹崇修議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

阿彦病院事業管理者。

○病院事業管理者（阿彦忠之君） 病院事業の経営健全化に向けた取組についてお答えいたします。

令和六年度の病院事業は、患者数が新型コロナ流行前の水準に回復しておらず、加えて物価高騰や賃上げの影響により費用が大幅に増加し、非常に厳しい状況にあります。昨年六月の診療報酬改定では、本体部分で〇・八八%引き上げられましたが、物価高騰などによるコストの増加を補うには至りません。特に、中央病院のように高度な医療機器を備え、手厚い人員配置が必要な急性期病院ほど、こうした影響を大きく受け、厳しい経営状況となっております。

このような診療報酬制度上の課題はありますが、県立病院の経営を健全化するためには、これまで以上に踏み込んで、収益を増やし、費用を削減するための努力を積み重ねていくことが重要であると認識しております。

収益を増やす取組として、中央病院では、主に開業医などからの紹介や救急搬送による患者が大半であることを踏まえ、地域の開業医との連携や断らない救急の取組を一層強化します。また、地域に高齢患者が多い新庄病院及び河北病院では、介護保険施設などと連携して日頃から入所者の健康状態を把握し、体調が悪化した際に円滑に入院につなげられる仕組みを構築して患者数の増加を目指します。

一方、費用の削減につきましては、経営コンサルタントの活用や県内の他病院との情報交換などを積極的に行い、他の病院の先進的な費用削減等の取組を導入するなど、新たな対応も検討してまいります。

さらに、来年度から河北病院の緩和ケア病棟を休止いたしますが、他の病院におきましても、患者動向を踏まえて柔軟に病床規模や医療機能の見直しを行い、医療提供体制の最適化と効率的な業務運営を追求してまいります。

こうした経営健全化の取組を確実に実行するため、各病院の事務責任者等をメンバーとする経営健全化ワーキングチームを設置いたします。現在も毎月、各病院長による経営戦略会議という会議を開催して経営方針などについて協議を行っておりますが、ワーキングチームでは、各病院の取組の目標達成度を適切に評価

検証し、実効性を高める仕組みを構築いたします。

県立病院のミッションである「県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支える」ためには、経営基盤の安定が不可欠であります。この認識の下、引き続き各病院長と協議を重ねながら、全職員が丸となって経営健全化に向けた取組を強化してまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 動物愛護の取組についてお答えを申し上げます。

少子高齢化の進展などにより、犬や猫などのペットを家族の一員として飼養する家庭が増加している一方で、放し飼いや散歩時のふんの始末など不適切な飼い方に対する苦情や、多頭飼育、遺棄、虐待など、動物の愛護や取扱いについての問題が顕在化しています。このため、県では、山形県動物愛護管理推進計画を策定し、人と動物が共生する社会の実現に向けて様々な施策を展開しております。

第一に、飼い主が責任を持って飼養することが重要であることから、猫の適正飼養ガイドラインや多頭飼育危険度チェックフローチャートを作成するとともに、飼い主不明の猫への餌やり防止等に向けた地域猫活動のリーフレットを作成し、普及啓発に努めているところであります。

また、各保健所では、致死処分の減少に向けて譲渡事業を実施しており、SNSなどによる積極的な広報のほか、譲渡前に行う講習会を希望に応じて随時開催するなど、譲受けが少しでも容易になる環境づくりにも取り組んでいるところであります。

次に、動物愛護精神の醸成にも力を入れており、毎年、「やまがた動物愛護フェスティバル」を開催しております。通算四十一回目となる今年度は二千人を超える来場者を迎え、警察犬との触れ合いやアニマルセラピー活動の紹介などにより、楽しみながら理解を深めていただけたと思っております。

このイベントでは、人とペットの災害対策の推進に向け、ペット同行避難の講演会や避難時に携行するペット用品の確認とそれを運搬する体験の実施など、平時からの備えについても普及啓発を図っております。なお、災害時に県として各保健所の動物愛護センターにおいてどのような支援ができるのか、関係機関とともに検討を進めてまいります。

また、子供の健全育成において、命の大切さ、愛する心、思いやりの心を養うことも大切であることから、各保健所では小中学生を対象とした動物愛護教室を開催しており、今年度、河北町内の学童保育施設で実施した際には、およそ九十人の児童が参加し、動物の接し方などを学び、適正飼養の理解を深めていただきました。

これらの取組は、関係機関、動物愛護団体やボランティアとの協働により実施しており、現在二十三名の方に動物愛護推進員を委嘱し、保健所と連携しながら活動していただいております。

県としましては、山形県動物愛護推進協議会を核としまして、関係機関とのより一層の連携強化を図りながら、県民の動物に関する多様な考え方の相互理解を進め、人と動物が共に生きていくことができる社会の実現を目指し、今後も取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私には西村山地域の新病院に関しまして二点御質問を頂戴しましたので、順次お答えいたします。

まず一点目は、新病院の基本構想の策定に向けた取組について申し上げます。

西村山地域の新病院の基本構想策定に向けましては、地域内外の医療関係者や管内自治体をはじめ、地域の住民の方、また、様々な関係の方々に対して丁寧な説明や情報提供、課題の共有などを行いながら進めていくことが重要と認識しております。

こうした考えの下、昨年五月に設置しました県と寒河江市による協議会においては、関係者との意見交換の場を設けることを規約にも掲げており、基本構想の検討過程におきましては、山形大学医学部や医師会、山形市内の急性期病院、西村山地域の町立二病院などとの意見交換や住民シンポジウム等を実施してまいりました。

また、昨年十二月末に取りまとめました基本構想案の公表以降におきましては、これまでの山形大学などに加え、看護協会や薬剤師会、介護福祉事業者、消防救急関係者などとの意見交換のほか、地域住民の方を対象とした説明会を寒河江市内の各地域及び河北町で延べ八回開催しております。これらを含め、昨年十二月からこの二月までの間に延べ五十回以上の意見交換の場を設け、丁寧な説明に努めておりますとともに、三月三日まで広くパブリックコメントを実施しているところであります。

今後、これらの御意見等をしっかりと受け止めながら、三月中には、知事と寒河江市長の出席の下、新病院整備の協議会において基本構想を正式に決定してまいりたいと考えております。

これまでの意見交換で頂戴した内容を見ますと、基本構想案に掲げた新病院の基本理念や役割、診療機能、規模等の方向性に関しましては、肯定的な御意見を多く頂戴することができたものと捉えております。一方で、例えば分娩や小児救急に関しましては、新病院での対応を求める御意見があることも認識しております。

これまでも申し上げておりますが、大学関係者によれば、病院施設での分娩対応のためには、最低でも産科医四人体制を取る必要があることから、産科セミナーシステムのこれまで以上の活用のほか、妊婦健診や婦人科外来機能の維持など、安心安全な出産につなげられる体制を確保してまいります。また、地域内

の小児科外来の平日日中の診療空白をつくらないう外来機能を確保するなど、できる限り新病院としての対応や実情を丁寧に説明し、地域の方々の御理解をいただけるよう努めているところです。

県としましては、関係者の皆様の御理解の下、新病院が地域に根差した中核的な役割を果たす病院となるよう、年度内の基本構想の策定に向けてしっかりと取り組んでまいります。

二点目は、西村山地域の新病院と既存の町立二病院との連携についてお答え申し上げます。

急激な人口減少や高齢化の進行、そして物価高騰や賃上げの影響等により、病院の経営環境が年々厳しさを増す状況において、新たに整備を計画しております西村山地域の新病院と既存の西川、朝日の町立二病院が持続可能な病院運営を行うためには、地域での医療資源が限られる中、適切な機能分担・連携が重要と考えております。

このため、今年度に当該地域が厚生労働省から選定を受けました重点支援区域制度による技術的支援のメニューを活用し、大手コンサルによる類似事例の調査やデータ分析などを行う予定としております。県及び寒河江市、西川町、朝日町の四者で課題を共有しながら、新病院と既存の町立二病院の機能的な連携の方策や形態などを検討してまいりたいと考えております。

他の事例等も参考に、現時点で想定される連携の方策のイメージとしましては、例えば、新病院では持たないこととしております慢性期病床に関して、町立二病院への患者の紹介や、症状が悪化等した場合の逆紹介など、それぞれの病院の機能補完や収益向上に関する連携、また、医師をはじめ医療人材の確保・育成が課題となる中、職員の共同研修や人材交流など医療人材に関する連携、さらに医薬品や診療材料の共同調達など費用削減に関する連携なども考えられるところであります。

また、連携の形態としましては、全国状況を見ますと様々な事例がありますが、例えば、一つとして、おのおのの病院の独立性を保ちながら、病院間で協定を締結する連携協定という比較的緩やかな連携の事例のほか、二つ目として、域内の医療機関や介護事業所等が共同で新たな一般社団法人を立ち上げ、構成員間で様々な連携を図る地域医療連携推進法人などの例が挙げられます。

県内でも既に、庄内地域の日本海ヘルスケアネットや、置賜地域の米沢市立病院と三友堂病院が地域医療連携推進法人として取組を進めており、こうした事例も参考の一つとしながら、今後の協議の動きに応じて、西村山地域の実情を踏まえた連携の在り方を考えてまいります。

近日中には、先ほど申し上げた重点支援区域制度の技術的支援の一環として、関係者等を対象に全国の連携協力手法等に関する勉強会を予定しており、他県の事例等について学ぶ機会を設けることとしております。

県としましては、西村山地域の新病院と町立二病院それぞれの連携ニーズの確認・共有も行いながら、来年度の新病院の基本計画策定と並行して、将来的な連携の在り方を協議してまいりたいと考えております。

○副議長（矢吹米修議員） 岡崎産業労働部長。

○産業労働部長（岡崎正彦君） 子育てや介護のしやすい職場環境づくりについてお答え申し上げます。

少子高齢化や若者の県外転出超過などにより生産年齢人口が減少する中、あらゆる産業における人手不足への対応は県の喫緊の課題の一つであり、働き手の確保に向けて、まずは労働者の実情に応じた柔軟な働き方ができる職場環境づくりを進めていくことが重要と考えております。また、こうした多様で柔軟な働き方が県内企業に広がることで、進学、就職などを機に県外に転出する若者や女性の地元定着や回帰にもつながると考えているところであります。

そのため、県では、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組促進に向け、昨年度、「やまがたスマイル企業認定制度」を創設し、フレックスタイムやテレワーク制度の導入などを推進する働きやすい制度づくり、育児期の短時間勤務などの柔軟な働き方を推進する仕事と家庭生活の両立支援、男性の育児休業等の取得促進など六つの認定基準を設け、働きやすい職場づくりを積極的に実施する企業を県が独自に認定する取組を進めております。

昨年十二月には、やまがたスマイル企業特設サイトを開設し、周知広報を強化した結果、認定開始から一年余りで四百件を超える認定件数となるなど、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の裾野は着実に広がってきております。

また、働きやすい職場環境づくりに支援を要する企業には、社会保険労務士である職場環境改善アドバイザーを派遣し、企業からは、就業規則の改正などについて「具体的な助言が得られてありがたい」との声を多数いただいております。今後も、育児・介護休業制度の改正への対応や、仕事と家庭の両立などの働き方に関する様々な課題解決に向け、企業の実情に沿った助言を行ってまいります。

一方、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するには、経営者の意識や行動が大きく影響することから、県内企業における優良な取組事例を共有し、横展開を図る企業交流会を実施するとともに、若者の意見を取り入れた職場づくりにつなげるため、経営者と若者との座談会を開催し、その内容を動画やレポートにより周知するほか、経済団体と連携して直接説明する機会を設けるなど、経営者の意識改革に向けた取組を一層強化してまいります。

さらに、県商工業振興資金の貸付対象に、休憩室や搾乳スペースの整備など、従業員の福利厚生のための施設を新たに追加し、働きやすい職場環境の整備に向けた支援も実施してまいります。

県といたしましては、引き続き、山形労働局や関係機関と連携し、誰もが安心して働き続けることができ

る職場環境づくりを進めるため、県内企業をしっかりと支援してまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 大泉観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（大泉定幸君） 私には二問質問をいただきました。

初めに、次期おもてなし山形県観光計画についてお答えいたします。

本県の新たな観光計画につきましては、昨今の旅行ニーズの多様化や物価高騰、人手不足など、観光を取り巻く変化や課題に対応しながら、国内外の旺盛な観光需要を本県に取り込み、本県経済の成長と持続的発展を図るため、今後五年間の本県観光振興施策の指針として策定を進めてまいりました。

新たな観光計画の基本目標については、魅力ある活力に満ちた地域社会を築く観光立県山形の実現に向けて、観光消費額の拡大や多様な交流・地域資源の継承を通じた地域活性化により、「持続可能な観光地域の確立」を目指すこととしております。この基本目標を達成するため、三つの施策の柱とそれぞれの柱に対応した重点プロジェクトを掲げ、市町村やDMO、観光事業者等と連携して施策を推進することとしております。

まず、一つ目の施策の柱である「『本物の価値』の追求による稼ぐ力の向上」につきましては、「イン・アウトバウンドも含めた交流人口・関係人口の拡大と高付加価値化」を重点プロジェクトに掲げ、本県の強みである食、自然、歴史、文化などの多様な地域資源を生かした本県ならではの滞在型観光コンテンツ・ツーリズムの造成などにより、付加価値の高い観光地域づくりを進めてまいります。また、東北のハブ空港である仙台空港からのアクセス向上や国内外からの教育旅行の誘致等により、イン・アウトバウンド双方向の交流拡大を図るとともに、本県を訪れるリピーターを増やすなど、関係人口の拡大につなげてまいります。

次に、二つ目の柱である「『人材×DX』による観光産業の活性化」については、「DXの推進や観光産業を支える人材の育成」を重点プロジェクトに掲げ、DXを活用した広域連携による周遊促進やデジタル人材の育成などにより、観光産業全体としての活性化を進めてまいります。

三つ目の柱である「地域一体となったすべての人にやさしい観光地づくり」では、「アクセシブルツーリズムの推進」を重点プロジェクトに掲げ、年齢や障がいの有無、国内外の別などにかかわらず、全ての人々が安全で快適な旅行を楽しむことができる観光地となるための機運醸成や受入れ態勢整備などを進めてまいります。

今後、この新たな観光計画に基づき、本県が世界に誇る観光資源を最大限に活用しながら施策を展開することにより、国内外の全ての旅行者にとって魅力的で満足度が高く、また、住む人・働く人にとっても地域に誇りを持って暮らすことができる観光立県山形の実現を目指してまいります。

次に、にぎわい創出拠点である県総合文化芸術館の効果と今後の活用についてお答えいたします。

本県の文化芸術活動、多様な交流及び本県の魅力の発信の拠点として、令和二年五月に山形駅西口に開館しました山形県総合文化芸術館は、お蔵をモチーフにした切り妻屋根と白壁の外観が目を引き、県内最大の収容力を誇る大ホールをはじめとする文化機能を備え、併設している県産品や本県の食文化の魅力を発信するショップ、レストランとともに、多くの方に御利用いただいております。

中でも、東北でも屈指の二千一席という座席数を誇る大ホールの令和五年度の稼働率は八三・三%と高く、来館者数は年間で七十九万五千人を超え、開館当初の目標である年間来館者数約五十六万人を大幅に上回っており、今年度もほぼ同水準で推移しております。また、展示会やマルシェなど様々な催事により屋外のイベント広場の利用も増加し、年間十二万人を超える来場があるなど、施設を中心としたにぎわいが創出されてきていると考えております。

特に、大ホールの音響のよさ、公共交通機関とのアクセスや利便性等が主催者からも高く評価され、さらに、充実した舞台装置、照明等によって、以前は県内では上演できなかった全国規模の舞台芸術公演を開催することが可能となり、鑑賞された方からは、「このホールができてから公演の量と質がとてよくなり、楽しみが増えた」「山形にしながらこのようなすてきなコンサートを鑑賞できて感激」といった感想をいただいております。

また、音楽部門の全国・東北大会において活躍した県内の学校等が出場する山形県トップコンサートでは、生徒の皆様から、「自分たちの演奏がホールいっぱいに響いて感動した」「このホールに立つことを目指して頑張りたい」といった声が聞かれ、文化に関わる次世代の担い手育成にもつながる環境が生まれ始めております。

さらに、本施設が文化芸術活動の拠点となり、地域の文化芸術団体や文化施設等と連携して開催している「やまがた文化の回廊フェスティバル」では、山形市内の複数の文化施設等を会場に山形ならではの文化芸術イベントを展開し、まち歩きを楽しみながら文化芸術を体験できる場として県内外から多くの参加者を迎え、にぎわいの輪が広がっております。

県としましては、こうした取組を積み重ねながら、「多様な交流」「新たな感動」「日々の賑わい」を生み出す施設を目指し、引き続き県民の皆様にも優れた文化芸術の鑑賞機会や発表の場を提供するとともに、屋内、屋外を問わず魅力ある催事等を開催することで、施設・広場全体のにぎわいづくりを図り、交流人口・関係人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 食ビジネスの施策の推進についてお答えいたします。

県では、これまで、農林漁業者自らの六次産業化とともに、農林漁業者と食品製造業者等との連携による六次産業化や、地域ぐるみの六次産業化を進めてきたところです。

このうち、農林漁業者自らの六次産業化については、従事されている方々の高齢化や加工機械の購入など設備投資の負担の大きさが課題となっており、今後は、これまでの六次産業化から一步進めて、農林漁業者をはじめ、流通関係者、観光事業者等、様々な事業者が主体的に協働して利益を生み出し、農業と食を中心に、稼ぐ力のある持続可能なビジネスを創出していくことが重要であると考えております。

そのため、県では今年度から、農林漁業者、食品製造業者に加えて、流通業者や販売店等の事業者がそれぞれの技術や情報を持ち寄って意見を交換し、連携して新たなビジネスを創出する「やまがたローカルフードプロジェクト」に取り組んでいるところです。

このプロジェクトは、マーケットインの視点でのビジネス開発に精通するプロデューサーが様々な業種が参加する交流会を先導し、そこから生まれたアイデアの実現に向けて助言するなど、伴走型で支援をして、新商品、新サービスの開発につなげるものです。

今年度は、県産農産物の有効活用という視点で開発に取り組み、二つのグループが商品化に至りました。一つは、県産鶏肉から製造したパウダーと米ぬかのパウダーを練り込んだパスタで、養鶏事業者や食用油の製造事業者、製麺会社等が開発したものです。もう一つは、果汁を搾った後のラ・フランスとワイン醸造で余ったブドウを活用した発泡酒で、果樹園と醸造所、流通事業者が開発したのになります。この二つの商品とも、このプロジェクトの成果として、先日、完成披露会を開催したところです。こうした事業者の協働の輪が広がり、新たな商品やサービスが次々と生み出されるよう、引き続きプロジェクトを展開してまいります。

さらに、来年度は、スマートフォン等で利用可能なアプリを活用して、規格外や小ロットのため通常の流通には乗りにくい農林水産物を新たな価値を加えて商品化できる事業者につなぐ、食と農の需給マッチング事業を実施し、地域資源の有効活用に取り組んでまいります。

県といたしましては、多様な主体の連携・協働から新しい商品やサービスが生み出されることで、地域の農林水産物の新たな魅力と価値が創出され、さらには地域全体の魅力向上につながるよう、しっかり取り組んでまいります。

○副議長（矢吹栄修議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十七分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十六番佐藤文一議員。

○十六番（佐藤文一議員） 自由民主党の佐藤文一です。本日は、一年に一度の着物議会であり、伝統産業、伝統文化の振興を進めるべく、着物に身を包み登壇させていただきました。着物で本会議場に入場する際も非常に身が引き締まる思いでございましたが、着物に袖を通し、演壇に立って質問させていただくというのは、さらに身が引き締まる思いであり、新たな気持ちを持って、しっかりと県政に向き合い、県民のために思いを持って行動・活動していかなければならないと改めて感じたところであります。

質問の機会をいただきました先輩議員、同僚議員の皆様には感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず初めに、七月の大雨による災害の復旧復興について質問をいたします。

改めて振り返りますと、昨年七月二十五日から二十六日にかけて、最上地域、庄内地域を中心に線状降水帯が二度発生し、大雨特別警報が七市町村に発表され、複数の観測地点で一日の降水量が過去最大となるなど、これまでに経験したことのない大雨となり、県内に甚大な被害をもたらしました。

現在の被害状況を確認いたしますと、死者三人、軽傷者四人、建物被害においては、住家が一千六百四十二棟、非住家と合わせ合計二千五百六十三棟、公共土木施設関係では県・市町村を合わせ二千百十六か所、また、農林水産関係では、農地・農業用施設で六千百三十三か所、森林関係六百三十四か所のほか、農作物や水産関係でも大きな被害がありました。その他にも、商工業関係で二百七十九社、また、教育施設でも被災しており、被害総額がある程度確定し、総額約一千百十六億円と、山形県の自然災害としては過去最大の被害となりました。

発災当初、発災日の二十五日には県の災害対策本部が設置され、県内十六の市町村に災害救助法を適用し、その後も災害派遣の要請、職員の派遣等、その他にも様々な支援を迅速に行っていただきました。

また一方では、発災直後から国土交通省、市町村、建設業協会等の関係機関と連携し、膨大な箇所での道路啓開、土砂撤去、土のうや仮設堤防の設置等の応急工事が昼夜問わず行われてきたところであり、改めて、関係機関、関係団体の皆様方に対し感謝を申し上げます。

我々自民党県議においても、発災直後から地元選出国會議員とともに数々の被災地の現地調査を行い、被災現場の声を聞き、八月六日には内閣総理大臣をはじめ総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防災担当大臣

及び農林水産副大臣と直接面談し要望書を手渡し、その後、九月六日には、このたびの災害に対し激甚災害に指定することが閣議決定され、災害復旧事業に対し格段に補助率がアップされることに胸をなで下ろしたところでございます。

また、このたびの豪雨災害により、最大三千三百八十三人の方々が避難所での生活を余儀なくされておりましたが、県の早急な対応により、戸沢村、鮭川村に建設した応急仮設住宅への入居等に伴い、雪の降る前に避難所での生活が解消されておりますこと、感謝いたします。

現在は、災害復旧事業の工事に向けた災害査定が全て終了し、本格的な復旧復興への取組が始まっていると聞き及んでおりますが、このたびの豪雨による災害の復旧復興について、公共土木施設関係、農林水産関係、商工業関係の三つに分けて質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは、公共土木施設関係の復旧についてです。

国土交通省の災害査定が、九月九日から十二月二十日まで実施され、県及び市町村では合計十六回受検し、その結果、県の公共土木施設の災害査定額は六百四十九か所で約三百二十六億円と決定いたしました。そのうち令和六年災の災害復旧工事については、令和六年度末までに事業費ベースで約二割の発注を計画し、令和八年度末までの完了に向け、計画的に復旧工事を実施していくと伺っております。また、令和七年一月末時点で既に二十九か所、約十三億円の工事を発注しているとも伺っているところであります。

公共土木施設の復旧に関しては、さきの十二月定例会の予算特別委員会でも質問し、その際の答弁にて、国庫補助を活用した災害復旧について、発災年を含めた三年間で完成させるという制度上の規約から、迅速に対応していく必要がある、また、今後、次の三点について具体的に取り組むということが挙げられました。

一つ目としては発注見通しの公表ということで、地域の特性を踏まえ、工事の発注規模、優先順位などについて発注計画を作成し、それに基づく見通しを通常年六回のところ、必要に応じきめ細かく公表していくというものでした。

また、二つ目については技術者等の不足による不調・不発の発生を抑制する工夫ということで、現在、現場代理人について、通常最大三件までとしている兼務数を、災害時に限り四千万円未満の工事であれば五件の兼務ができるという措置の周知、また、下請業者等労務者を遠隔地から確保する場合、追加コストを契約変更に計上する制度について適切な運用をしていくという考え方。

そして、三つ目は発注者間の連携ということで、令和四年八月の置賜地域の豪雨復旧を例に挙げ、工事スケジュールや入札の執行状況、現場での課題や工夫などを共有しながら連携を進めてきた災害復旧連絡会議と同様の連携体制を構築し、円滑な執行を図るという三点でした。

災害査定が完了し、工事の発注も進行している中で、ただいま申し上げた三点の取組を中心に、早期復旧復興へ向けての現在の状況や工夫の内容、また、今後の課題、方針等を県土整備部長に伺います。

次に、農林水産関係の復旧についてです。

農林水産関係においても十月七日から十二月十一日に農地・農業用施設等の災害査定、また、一月十日には治山施設及び林道施設の災害査定が終了し、国庫事業である災害復旧事業については、農地・農業用施設等が三百八十六件となり、約九十六・三億円、森林関係施設では三十一件、約十二・五億円となり、合計いたしますと四百十七件、約百九億円と災害査定額が確定しております。

また、治山関係においては十一月十八日までに林野庁の災害関連事業の採択を受け、林地十一件で約二十七億円の事業に着手していると伺っております。

そのほかにも、小規模農地等災害緊急復旧事業等の県単独事業に至っては、農地・農業用施設が四千五百七十五か所で約十五・九億円、治山・林道施設が百六十六か所で約一・三億円、林地が三十三か所で約三・五億円となり、合計四千七百七十四か所で約二十一億円ということです。

ただいま申し上げた農林水産関係の被害においては、合計で被災総数が五千七百八十か所、災害復旧事業の総額が国、県を合わせ約百五十七億円となり、被害額もさることながら被災数に驚かされているところでございます。

そして、さきの農林水産常任委員会で、一月末現在の復旧状況においては、農地が約五割、農業用施設は約三割が復旧完了済みと伺いました。

また、前回の予算特別委員会においても、農林水産部長より、次期作までに復旧したいという声を様々な場面で伺っており、できるだけ早急に復旧対策を進めるためにも、頭首工や揚水機場、幹線用水路などの基幹的な農業水利施設の機能回復を最優先させ、農地等については軽微な被災箇所を優先して復旧することで、より多くの農地で営農が再開できるように進めたいという旨の答弁をいただきました。

これまで、来期の作付までに何とか復旧を完了したいという旨の話を何度かいただいておりますが、かなり厳しい状況にあるというのが現状だと思います。

そこで、現状の農地・農業用施設の復旧についてどのような状況なのか、また、今後、作付までに復旧の完了が見込めない被災箇所の対応に関し、県としてどのような支援、対応を考えているのか、農林水産部長に伺います。

続いて、商工業関係の復旧についてです。

このたびの大雨は、県内の商工業者に対しても甚大な被害をもたらしました。県の発表では二百七十九社

が被災し、被害総額は二十七・五億円とのことでした。

被災した商工業者の多くは小規模事業者であります。被害金額が数億円になる大きな被害を受けた事業者もあり、事業継続できるのか危惧しておりました。そのような中、九月補正予算にて被災事業者の事業継続を後押しするため、県では国庫の自治体連携型補助金を活用した山形県被災中小企業支援事業を新設し、復旧費用の補助を行い、小規模事業者においては非常に助かったという声も聞こえておりました。

しかしながら、補助上限が二百万円、復旧事業費が一億円以上の場合でも上限額が五百万円ということから、被害金額の大きかった事業者としては、非常に使いづらい補助金だったのではと感じておるところです。

そのような中、山形県議会では、自治体に対する財源措置の一層の充実強化を求めるため、「令和六年七月二十五日から大雨による被害を受けた中小企業・小規模事業者に対する支援の充実強化を求める意見書」を十月八日に国に提出いたしました。

その後、十二月、政府の令和六年度補正予算において、自治体連携型補助金が拡充され、これまでの山形県被災中小企業支援事業の補助上限額も一千万円に、建物の建て替えなどの場合は上限一億円と大幅に変更されておるところでございます。

そこで、九月補正で新設した補助金の活用状況や反応はどうだったのか。また、国庫の自治体連携型補助金の拡充を受けて、今後、県では被災企業をどのように支援していくのか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、外国人材の受入れ拡大及び定着について伺います。

近年、少子高齢化の進展に伴い、深刻な人口減少に直面しております。これにより、日本全国で労働力の確保が難しくなり、あらゆる業種において人手不足が顕在化しております。こうした状況は、経済成長を妨げる要因となり、地域の活力を失わせる要因にもなりかねません。企業活動の現場においては、知恵とお金を絞り、生産性向上に向けた様々な工夫がなされておりますが、中小企業・小規模事業者が九九・八%を占める本県においては、生産性向上に向けた思い切った投資に踏み切ることが難しい事業者も多く、労働力確保に向けたたくさんの要望を聞くところであります。

これらの要望への対応、解決策として、近年、外国人材の活用への期待が高まっており、政府においても、人手不足への対応として、令和元年度、出入国管理法を改正し、在留資格に特定技能を追加したことで、外国人を雇用しやすくなるよう環境整備が行われました。また、昨年にも同法を改正し、途上国への技術移転を目的に受入れを行ってきた技能実習を発展的に解消し、育成就労を創設したことは、労働力として外国人材の受入れを加速させていくことの明確な意思表示であると捉えたところであります。

また、外国人材の受入れ拡大については、昨年二月定例会の代表質問にて、自民党の洪間佳寿美議員が、インドでの現地調査の内容を踏まえ、インド人材の受入れについて質問し、対策は急を要するものであり、世界最大の人口を誇るインドの人材を生かすべきという考え、また、本県としてインドに拠点を置くなり人を配置するなりし、経済と文化・人的交流を図るべきという考えを問いました。

県としては、国際戦略上のインドの位置づけをしっかりと整理し拠点整備等の在り方について検討してまいるとの答弁でありましたが、一年が過ぎた現在、その質問で取り上げられたインドのジェトロ・ニューデリー事務所には静岡県が、また、ジェトロ・チェンナイ事務所には富山県が職員の派遣を決めたということです。

そのほかにも、現在は様々な自治体がインドを訪れており、インドの注目度が非常に上がってきていると現地の方から聞こえてまいります。山形県でも十分過ぎるチャンスがあった分、非常に残念に思うところがございます。

また、介護関係者の話によりますと、先日、二月十七日、山形労働局と県とで開催された「拡大WECやまがた」において、高齢者支援課から示された資料にて、県内介護従事者の数が一年で八百人以上減少していることが分かり、そもそも減らない前提でさらに一千四百人の介護従事者が山形県には必要と試算されており、この人数を日本人の雇用だけで補うのは非常に難しく、外国人材の必要性が他県よりも急激な速さで訪れているとし、このままでは介護施設の倒産件数の増加も免れないと危惧しておりました。

まさに外国人の受入れ拡大は喫緊の課題であり、早急に手を打たなければなりません。

一方で、外国人材の受入れは、労働力を補填するだけではなく、多様な文化や考え方を地域にもたらし、地域社会の活性化にも寄与する可能性があると考えます。

また、外国人材が地域で生活することで、文化の交流による地域活動の活性化や新たな担い手の育成にもつながることも考えられます。

県では令和六年度を多文化共生元年と位置づけ、多文化共生プランを策定しているところですが、喫緊の課題である労働力不足の対策を含め、外国人材の受入れや定着に関する具体的な方策はどのように構築され、実施されていかれるのか、現在策定中の多文化共生プランにおける位置づけと、来年度に実施する具体的な対応について、みらい企画創造部長に伺います。

次に、鳥獣被害対策の推進について質問いたします。

近年、野生鳥獣による被害が顕在化しております。

去る二月一日には、私の地元である新庄市の中心部に熊が出没するという事案が発生いたしました。新庄

市をはじめ警察、消防、猟友会などの関係者の皆様に夜を徹して対応いただいた結果、翌日には無事捕獲に至りましたが、安堵したのもつかの間、その直後には酒田市の農村部で熊が目撃され、さらに鶴岡市においては男性が熊に襲われるという衝撃的なニュースが相次ぎました。今現在も不安と隣り合わせで生活している多くの県民がいるものと推察されるところであり、安全安心な県民生活を確保していくためにも、鳥獣被害対策についてもまさに喫緊の課題であります。

野生鳥獣による農林水産業への被害の発生や、人の生活領域への出没が顕在化している背景には、過疎化や高齢化の進行に伴う耕作放棄地の発生や森林荒廃の進行により、里山が有する人と野生鳥獣とがすみ分けをするための緩衝帯としての機能が低下していることに加え、一部の専門家からは、地球温暖化により野生鳥獣の食料である木の実が凶作になったことで食料を求めて人が住むエリアに進出してきたことが指摘されております。

過疎化や高齢化といった社会構造の変化や、地球温暖化といった気候変動は今後も進行することが見込まれますので、何も手を打たなければ、今後も鳥獣による被害は拡大の一途をたどるのではないかと大きな危機感を持っているところでございます。

こうした課題認識への対応といたしまして、昨年の県議会六月定例会において、自民党会派による議員提案で、山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例が本会議に提案され、全会一致で可決し、昨年七月に施行されました。この条例の目指すところは、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携をしながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することです。これに向けての県の責務や県民・関係団体の役割が明記されており、県を挙げて今後の鳥獣被害防止対策を推進していく上で、極めて意義のある条例が制定されたものと考えております。

この条例が施行されたことで、猟友会をはじめとする関係団体の活動環境の向上が図られるとともに、より精度の高い調査研究の実施や専門的人材の育成、また、県民と野生鳥獣との共存、県民の良好な生活環境が確保されることが期待されるところであります。

そこで、今後の鳥獣被害対策に対する県の基本的な考え方と、これを踏まえて令和七年度当初予算においてどのような対策を講じているのか、環境エネルギー部長に伺います。

次に、就労継続支援A型事業所の運営について質問いたします。

国では、平成二十五年六月、障害者基本法の基本理念の下、障害者差別解消法を制定し、平成二十八年四月一日に施行しております。それを踏まえ、山形県でも、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例を制定し、平成二十八年三月二十二日に公布、平成二十八年四月一日から施行されております。

また、令和三年五月には、障害者差別解消法が改正され、昨年の令和六年四月一日より施行されているところでございます。

現在、県では、障がい者の就労支援について山形労働局と共同で運営する障害者就業・生活支援センターでの就業面、生活面も含めた支援、また、障がい者等が農業分野で仕事をするを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組として山形県農福連携推進センターの設置など様々な事業を行い、障がい者の就労支援を行っております。

そのような中、先日の報道によると、障がい福祉サービス事業所を運営する新庄市の企業が、県内七か所の就労継続支援A型事業所を令和八年三月末に閉鎖する方針を示し、雇用している二百人余りの障がい者の再就職の確保などに努めるとしております。

その会社では、古くなった野球の硬球ボールを回収し、革を剥がし、芯に巻き付けられた糸を巻き直し、新しい牛革を丁寧に手縫いして仕上げ、全国の高校野球部をはじめ大学や社会人の野球チームなどから受注し、製造販売を行う就労継続支援A型事業所を運営しており、障がい者雇用に関しては、障がいの程度によって作業を分担しているということです。

度々新聞報道等でも紹介され、昨年九月には、厚生環境常任委員会でも現地調査を行っており、突然の話に地元の企業ということもあり、非常に困惑をいたしましたところでございます。

また、全国的にも、A型事業所が抱える課題として挙げられるのは、事業を継続する難しさと聞きます。全体の約半数の事業所は、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っており、同時に、報道によれば、昨年三月から七月までに、A型事業所が全国で三百二十九か所閉鎖され、解雇される障がい者の方の増加が問題視されております。解雇された障がい者の方は、安定した収入が断たれるということで、生活に多大な影響を受けているのが現状でございます。

そのような点を踏まえ、県では、就労継続支援A型事業所の運営について現状をどう捉え、今後どのように対応していくのか、健康福祉部長に伺います。

最後に、農業用水、農業水利施設の長期的展望について質問いたします。

農業の振興を図る上で、基盤となる施設をしっかりと維持、整備していくことは非常に重要なことと考えます。農業用ダムや用排水路、また、頭首工及び揚水機などの農業水利施設は、農業用水を安定的に供給し、洪水による農業被害を防ぐなど、食料生産に不可欠な施設であるとともに、住宅地等の浸水被害を防止するなどの役割もあります。

現在、こうした農業水利施設については、土地改良区等において適切な管理が行われております。しかし、

水路について、多くが耐用年数を超過し、経年劣化による漏水が発生するなど、改修工事の必要性が高まっています。

また、昭和二十七年度に泉田川地区で国営かんがい排水事業に着手して以来、国営事業、県営事業によって建設された基幹的農業水利施設の多くも、昭和四十年代から五十年代に造成されたもので、既に耐用年数を超過しているものが多く、豪雨時に水を安全に流下させる洪水吐きの断面不足が危惧されているなど、計画的に改修を進める必要があります。

昨年七月の豪雨災害以前の状況を振り返りますと、昨年の五月、六月には少雨の影響のため、山形県の各地で水不足の話題が上がり、最も貯水率が低下している金山町の榊沢ダムについては、管内を三つのブロックに分け、地元農家の協力の下、一日通水、二日断水の通水規制を行うとともに、井戸からの揚水や排水路からの反復利用により節水対策を徹底して対応していただいたとのことです。

また、先日の常任委員会で示された第五次農林水産業元気創造戦略案において、農業水利施設の長寿命化の推進、農業用水を有効活用するための高度利用に向けた取組の推進と掲げてはおりますが、今後、地球温暖化の影響がさらに進むであろう中、少雨、豪雨の可能性はさらに色濃く現れる可能性は否めません。これまで農業水利施設等の長寿命化の話は度々お伺いいたしましたが、農業用水の安定確保、また、防災の観点からも農業用ダム、ため池及び用排水路など新たな取水源の検討が必要なのではないでしょうか。

膨大な事業費、工事期間を要することは十分承知しておりますが、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策の後継計画に位置づけられている国土強靱化実施中期計画等を活用し、長期的な視点を持って進めるべきと考えますが、県ではどのように考えているのか、農林水産部長に伺います。

壇上からの質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） 外国人材の受入れ拡大及び定着についてお答えいたします。

令和六年十月末時点の外国人労働者数は六千六百六十一人と、前年の同じ時期と比較して九百十八人、率にして一六・〇%の増加であり、前年に続いて過去最高となりました。日本、そして本県においても、少子高齢化の急速な進行や働き方改革の進展等に伴い、あらゆる産業分野で人手不足が深刻化しており、外国人材の受入れ拡大は不可欠な状況になっております。

増加を続ける外国人材を地域活性化につなげていくためには、地域において外国人材について社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人材が安心して暮らせる環境整備を進め、定着を促進することが重要であると考えております。今年度、策定作業を進めております山形県多文化共生推進プラン案では、「外国人材の受入・定着の促進」を柱の一つとして定め、留学生等の高度外国人材と、労働力としての外国人材のそれぞれにおいて、受入れと定着に向けた施策を展開することとしております。

具体的には、高度外国人材については、県内高等教育機関等が行う留学生募集活動に対する支援や、県内就職を目指す留学生に対する給付型奨学金の支給に加え、これまで留学生が少なかった国や地域からの受入れ拡大に向け、特定の国や地域の関係機関の訪問や覚書等の締結を通して結びつきを強めてまいります。

労働力としての外国人材につきましては、今年度、外国人材採用支援デスクを設置し、企業の外国人材採用活動支援を行っておりますが、来年度は新たに県内での就職を希望する外国人材と企業とのマッチング支援を行ってまいりたいと考えております。

今年度県が実施した外国人住民を対象としたアンケートでは、約四割が「日本語のコミュニケーション」を課題と掲げている一方で、約七割の方が「日本人と積極的に交流したい」と回答していらっしゃいます。

このため、日本語教育の推進については、日本語教室開催に係る経費補助を拡充するとともに、コーディネーターを配置し、日本語教室の開催支援やセミナー等の企画・開催、日本語教育に関する情報提供の充実を図ってまいります。

また、事業者等による多文化共生推進の取組に対する支援や、多文化共生に対する理解を深めるイベントの開催により、日本人と外国人の相互理解・交流の促進を図ってまいります。

県といたしましては、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、外国人が安心して暮らし、山形に来てよかった、これからも山形県に住み続けたいと思ってもらえるよう、多文化共生の社会づくりを進め、外国人材の受入れ拡大・定着促進を図ってまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 鳥獣被害対策の推進についてお答え申し上げます。

今月初め、本来冬眠している時期にもかかわらず、ツキノワグマが市街地に出没する事案が新庄市と酒田市で相次いで発生いたしました。幸い人的被害はありませんでしたが、ツキノワグマの目撃件数は、年ごとの増減はあるものの増加傾向が続いており、とりわけ、今年一月は七件で過去最多となるなど季節を問わず出没するようになっております。また、鳥獣全般による農作物被害額は近年四億円前後で推移し高止まりしております。

このように、野生動物の出没や農林水産被害が日常化している中、県では、昨年施行された山形県鳥獣被

害防止対策の推進に関する条例を踏まえまして、鳥獣被害対策全般を再構築いたしました。その結果、新年度予算においては、「知る」「守る」「捕る」の三つの柱を設定し、向こう三年間で集中的に取り組むこととし、鳥獣被害対策全体について、前年度から九千万円増の総額で三・六億円を計上しているところであります。

主な施策のうち「知る」につきましては、山形大学と連携しツキノワグマの生息状況を新たな手法により把握するほか、侵入防止柵の設置場所や捕獲地点等をGIS、地理情報システムを活用して可視化し、被害の発生と対策の有効性を検証してまいります。「守る」につきましては、引き続き侵入防止柵の整備を進めながら、市街地出没防止に向けたやぶの刈り払いによる緩衝帯整備など地域で行う取組を支援してまいります。また、「捕る」につきましては、将来にわたるイノシシの被害抑制のため三年間で集中的に捕獲を実施するなどの対策を強化するとともに、射撃講習会で使用する弾薬購入への支援を拡充したところであります。

これらの対策を確実に推進するに当たっては、一つには行政における科学的知見に基づく対策が不十分であること、二つには高齢化による捕獲の担い手の減少があること、三点目としては行政区画をまたいだ広域的な対応の必要性などがある、こういった課題がございます。また、鳥獣保護管理法の改正により、市街地において一定条件の下での銃による捕獲が可能となる見込みであり、市町村においてはこれまでの現場対応を大きく見直す必要が生じてまいります。

このようなことから、県、市町村、関係団体等が協力し、持続可能な捕獲体制・防除体制を早急に構築していくべきと考えております。具体的には、行政と地域や住民との間に立ち、猟友会や山形大学と連携して機動的かつ広域的に出没時の対応や被害防止策の現場指導などを担う中間支援組織ができないかと考えており、来年度より県と市町村とで協議調整の場を設け検討を始めてまいります。

県としましてはこれらの取組を実現するため、市町村や関係者との連携をこれまで以上に進めながら、野生鳥獣被害を軽減し県民の安全安心な生活環境の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私からは、就労継続支援A型事業所の運営についてお答えいたします。

就労継続支援A型事業所は、一般企業等での就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づいて生産活動の機会の提供や、就労に必要な訓練を行う事業所であり、県内に三十一か所、約六百名が利用しております。本県のA型事業所の平均賃金月額、令和五年度が八万八千五百円、全国平均の八万六千七百五十二円を上回り、全国第十八位となっております。

厚生労働省が定めるA型事業所の運営に関する基準では、生産活動の収入から必要経費を控除した額が利用者の賃金総額以上となることとされております。令和四年の全国調査によりますと、厚生労働省の定める基準を満たしていないA型事業所は全国で約五六％、約二千か所と半数を超えておりまして、県内では約四割、十二か所が利用者の賃金を生産活動の収益で賄えていない事業所となっております。

こうした中、昨年四月に政府の障害福祉サービス等報酬が改定され、事業所の生産活動の収益が賃金総額を下回った場合には、公定の報酬が減額されるという厳しい見直しがなされました。その影響かどうかは不明ですが、一部の報道によれば、昨年三月から七月の間に全国で約三百か所のA型事業所が閉鎖されたと聞いております。

県内では、昨年度以降にA型事業所が一か所廃止されましたが、この廃止された事業所の利用者は、新たに法人が設置したB型事業所や、一般企業での就労に全員が移行していると承知しております。

議員からお話ございましたが、新庄市で障がい福祉サービス事業所を運営する法人が、A型事業所七か所を令和八年三月末に廃止する予定との方針を示しております。理由としまして、このたびの社会保険制度の見直しにより、令和八年十月から社会保険の適用対象にA型事業所の利用者も含むこととなり、社会保険料の事業所負担分の大幅な増加が見込まれることを挙げております。新庄市内の同法人では、今後利用者の御希望を確認しながら、一般就労やほかのA型事業所への就労支援のほか、新たなB型事業所の開設等により、就労先の確保を検討していく方針と伺っております。

今後、県では、山形労働局や関係市町村と連携しながら、新たな受入れ先の確保に向けて必要な支援を検討してまいります。あわせまして、政府に対し、今後のA型事業所への社会保険適用に当たっては、適切な支援策を講じるよう、様々な機会を捉えて働きかけてまいります。

県としましては、県内のA型事業所の経営改善に向けて、各事業所への集団及び個別指導等において経営状況の再確認を促すとともに、やまがた産業支援機構が行う、よろず支援拠点による専門的助言の活用を周知するなど、経営課題の相談に丁寧に対応し、A型事業所の利用者の就労支援と賃金向上に取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 岡崎産業労働部長。

○産業労働部長（岡崎正彦君） 商工業関係の復旧についてお答えいたします。

昨年七月の豪雨は、中小企業においても、最上・庄内地域を中心に建物や設備・装置への浸水による被害が多数発生し、被害額が大きくなったことから、中小企業分野の局激に指定されました。

県では、被災事業者の事業継続を後押しするため、令和六年九月補正において、政府の自治体連携型補助金を活用して山形県被災中小企業支援事業費補助金を創設し、市町村や商工会・商工会議所と連携して、施設・設備等の復旧を支援してまいりました。

当該補助金は五十一の事業者を活用いただいております。事業者からは、事業継続の後押しになった、建設業を再開できたため被災住居の修繕等を担うことができたなどの声をお聞きしております。

一方、補助事業完了期日である令和七年二月までに復旧事業が終わらない、被害規模に対して補助上限額が低いとの声もあったことから、政府に対し自治体連携型補助金の拡充を要望し、十一月には知事から経済産業副大臣に直接の要望も行ったところです。

その結果、関係各所からの働きかけもあり、政府の令和六年度補正予算において、政府から県への補助上限額や補助対象等が拡充された自治体連携型補助金、局激が創設されたところであり、これを受け、県では二月補正予算において、山形県被災中小企業支援事業費補助金を拡充するとともに、予算を繰り越し、令和七年度も被災事業者への支援を継続することとしたところです。

具体的な拡充内容として、当初の支援内容と同様の要件で実施する基本型については、中小企業の補助率を小規模事業者と同様の三分の二へ引き上げ、補助上限額を一千万円に引き上げます。また、被害規模が極めて大きい事業者の再建を後押しするため、建物建て替え費を補助対象経費に加え、補助率三分の二、補助上限額一億円とする拡張型を創設しました。

こうした制度の拡充により、大規模投資に二の足を踏んでいた被災事業者においても、事業再建に取り組んでいただけるよう支援してまいります。

県としましては、引き続き、被災された事業者や関係機関の声をお聞きしながら、被災中小企業支援事業費補助金の活用を促し、市町村や商工会・商工会議所等とも連携して事業者の事業再建に向けた支援を行ってまいります。さらに、近年、災害が頻発する現状に鑑み、災害時の被害軽減や早期の業務再開に向けた事業者のBCP策定や、防災設備等の整備についても支援してまいります。加えて、政府に対し、災害の規模にかかわらず早期に復旧できるよう、災害復旧支援のさらなる拡充を引き続き提案してまいります。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 私には二問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、農林水産関係の復旧についてお答えいたします。

昨年七月二十五日からの大雨における農地・農業用施設の被災は、最上・庄内地域を中心に、農地二千九百五十九か所で一千三百四十四ヘクタール、農業用施設三千百六十七か所の被害となっております。

これまで市町村や農家等を主体として、政府の災害復旧事業における査定前着工制度や県単独支援の小規模農地等災害緊急復旧事業を活用し、早期の営農再開に向けて復旧作業が進められてきました。

その結果、令和七年一月末現在で復旧が完了もしくは軽微な被害で営農に支障のないものは、被災した農地で約五割、農業用施設で約三割となっております。さらに、今後の復旧予定分を加えますと、農地の約七割に当たる九百二十ヘクタール、農業用施設の約六割に当たる一千八百七十か所で復旧が完了する見込みとなっております。

しかしながら、過去最大の復旧箇所数となっているため、残る農地の約三割、農業用施設の約四割については、今春の作付までの復旧完了が困難な状況にあります。県では、事業主体となる市町村と連携し、できるだけ早期の復旧に向けて取り組みますとともに、復旧が完了しない箇所への対応として、農地においては、仮の畦畔を設置して、可能な限り水稻が作付できるような取組や、水稻以外の作物の作付の検討を支援してまいります。また、農業用施設においては、仮設ポンプの設置等によりまして、可能な限り用水を確保できるように取り組んでまいります。

一方、近年、自然災害が頻発化し、その被害も激甚化している中で、今回のように被災した農地の復旧に数年を要する場合も見られますが、現行の農業保険制度では、被災した年の収入減少は補償されるものの、翌年以降に作付ができなかったことによる収入の減少分は補償されません。

このことから、県では、被災二年目以降の収入減少を補償可能にするセーフティーネット制度の拡充を政府に要望してまいりました。

こうした中、二月十七日の衆議院予算委員会でこの問題が取り上げられた際、江藤農林水産大臣からは収入保険の複数年補償について必要性を理解する旨の発言が、また、石破総理大臣からも農業保険の制度設計について政府として考えたい旨の発言がそれぞれあったところです。

県としましては、こうした政府の動向を注視しながら、農業者が被災した場合でも、安心して営農を継続していただけるよう、引き続き政府に対してセーフティーネット制度の充実を働きかけてまいります。

続きまして、農業用水、農業水利施設の長期展望についてお答えいたします。

渇水期等においても、農業用水の安定供給を行うためには、用水の効率的な利用と取水源の確保、そして農業水利施設の機能保全、適切な維持管理が重要となっております。

まず、既存の用水の効率的な利用や、取水源の確保ですが、一例として、新庄地区では、昨年度から県の農業土木職員が地域に入り、農林水産省、土地改良区、市町村等と連携し、排水の反復利用や最上川以外の河川からの取水を検討するなど、地域の実情に応じた取組を支援しております。

また、新たな取水源の確保対策として、農業水利施設の新たな整備も考えられますが、これには大規模な水利系統の見直しに伴うため、国営事業による対応が想定されます。国営事業となりますと、経済性、環境への配慮、水利権、さらには事業費の農家負担などについて、総合的かつ長期間にわたって調査・検討を行

い、地元の合意形成を図る必要があります。

県では、御要望がある場合には、地域の意見をお聴きしながら、農林水産省と連携し、農業用水の安定供給に向けた事業計画となるよう、話し合いや協議の場に参画し、支援してまいりたいと考えております。

一方、農業水利施設について見ますと、県内の基幹的農業水利施設は八百五十六施設ありますが、これら施設の劣化状況に応じて、県が主体となって、今後四十年間にかかる整備・補修費の総額が最も経済的となるよう、計画的に、施設の機能を維持するための改修工事を行っております。

議員からありました柵沢ダムのある泉田川地区では、県営事業において、ダムの水を水田へ流すためのゲートの整備や、主要な水路の継ぎ目の補修など施設の長寿命化を図っておりますが、このように老朽化した施設では、補修や機器の更新といったハード対策の要望をいただいているところです。

こうした要望に応え、長寿命化を着実に進め、さらには、頻発・激甚化する自然災害に適切に対応していくためには、整備に必要な予算の確保が不可欠であります。

県としましては、今後策定される国土強靱化実施中期計画を注視し、農業水利施設の整備に係る十分な予算確保に向けて、政府へ働きかけながら、長期的な視点を持って、農業水利施設の整備・補修を着実に進め、用水の安定供給に取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 公共土木施設関係の復旧についてお答え申し上げます。

まず、道路や河川などの公共土木施設の災害復旧工事につきましては、昨年十二月二十日に災害査定が完了し、現在、準備が整った箇所から順次、復旧工事の発注を行っております。

発注に当たりましては、被害箇所全体の六百四十九か所について、三百工区程度に近隣箇所をまとめた上で計画的に発注する方針としており、二月末まで八十一工区、総額で約五十七億円の工事を発注したところでございます。

次に、議員より御指摘いただいた早期の復旧復興に向けた三点の取組の現在の状況について御説明いたします。

まず一つ目の発注見通しの公表では、通常二か月に一回公表のところ、十二月に臨時で公表して以降、毎月行っているところでございます。三月以降も、令和七年度予算で提案させていただいている復旧工事も含めて、順次、公表を予定しております。

引き続き、請負業者が計画的に技術者、作業員及び資機材の手配ができるよう、きめ細かく発注見通しを公表してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の技術者等の不足による不調・不発の発生を抑制する工夫につきましては、災害復旧工事に係る現場代理人の工事兼務数の緩和措置の特例などについて改めて通知し、制度の周知を図ったところでございます。

このほか、発注工区をまとめることに加え、災害復旧工事の現場状況に応じ、余裕期間制度を活用した工事の発注を行うこととしております。これにより請負業者は、県が設定した期間内で自由に工事期間を設定することで、技術者の配置調整がよりスムーズになり、技術者不足の課題解消につながるものと期待しているところでございます。

三つ目、発注者間の連携につきましては、甚大な被害を受けた最上、庄内の各総合支庁において、関係部局で構成する復旧復興に係る連絡会議を定期的に開催しており、工事の発注計画や現場の課題等について情報を共有しております。

また、酒田市の荒瀬川、新庄市の新田川などの河川工事につきましては、市町村が管理する道路や上水道施設、農地や農業用施設など復旧工事との連携が特に重要でございますので、設計段階から市町村を含む関係機関と調整しながら進めているところでございます。

県としましては、引き続きこれらの取組を推進するほか、円滑に災害復旧を進めるためには、地域の理解と協力を得ることが不可欠であるということから積極的な情報発信に努め、一日も早い復旧復興を目指してまいります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明三月一日及び二日の二日間は休日のため休会とし、三日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 二分 散 会